

DISCLOSURE

2026

アニコム損害保険の現状

どうぶつの未来のために

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、
「アニコム損害保険の現状 2026」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌
(保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

アニコムグループ理念体系

グループ理念体系は、経営の最上位概念であり、「パーパス（存在意義）、ビジョン（経営理念）、ミッション（企業使命）、クレド（行動指針）」から構成されています。

グループ理念体系や理念のもと、中期経営計画をはじめとした経営戦略を実行し、
経済的価値と社会的価値の創造を実現してまいります。

パーパス（存在意義）

世界中に「無償の愛」を伝え、
平和を取り戻し、維持発展させる。

ビジョン（経営理念）

ani + communication = ∞
(命) (相互理解) (無限大)

アニコムグループは、
それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

ミッション（企業使命）

- ①戦争抑止、平和の回復・維持発展に資する
行動をペット業界として行う使命
- ②社会発展とペット業界発展が同調した
サステナブルな業界へ変革させる使命
- ③高齢者・障がい者・子ども・社会を
サポートする使命

クレド（行動指針）

1. オープン志向

オープンで、「対話のできる法人」を目指します。組織が大きくなっても、お客様やステークホルダーの皆様の声が、法人のすみずみまで届くよう努力し、お客様やステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指します。

2. マーケットアウト志向

常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出す、マーケットアウト(お客様の真のニーズにお応えすること)を意識した経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3. ロールプレイング志向

個々に与えられた役割(ロール)を最高に演じる(プレイング)ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。
個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。



CONTENTS

シンボルマーク



「はっぴ」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっぴ」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっぴ」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生みだす
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜ぶ飼い主はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じて、どうぶつがケガをしない、病気にならないための情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指して、グループをあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいります。

- 2 会社概要
沿革
- 3 トップメッセージ
- 4 トピックス
- 8 社会貢献活動
- 10 代表的な経営指標

I 経営について

- 15 アニコムグループの概要
- 16 2025年度の事業概況
- 19 コーポレート・ガバナンスの状況
- 19 コーポレート・ガバナンス体制
- 21 反社会的勢力の排除
- 22 内部統制システム
- 24 コンプライアンス
- 24 コンプライアンス体制
- 25 勧誘方針
- 26 リスク管理
- 31 個人情報の保護
- 37 特定個人情報保護基本方針
- 38 利益相反取引の管理
- 38 利益相反管理基本方針
- 39 募集制度
- 41 お客様本位の業務運営方針
- 44 「お客様の声」への対応

II 業務について

- 52 保険のしくみ
- 52 約款
- 53 取扱商品
- 55 保険金のお支払い
- 58 各種サービス

III コーポレートデータ

- 62 株式の状況等
- 63 会社の組織
- 64 役員の状況
- 66 会計監査人の状況
- 66 従業員の状況等

IV 業績データ

- 69 主要な業務に関する事項
直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標
- 70 業務の状況を示す指標
- 81 財産の状況
計算書類
- 87 保険業法に基づく債権
元本補填契約のある信託に係る債権の状況
- 88 単体ベースのソルベンシー・マージン比率
- 99 時価情報
- 101 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書
- 102 損害保険用語の解説

会社概要

(2026年7月1日現在)

社 名（英 文 社 名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代 表 取 締 役	野田 真吾
設 立 年 月 日	2006年1月26日 （アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立）
開 業 日	2008年1月10日
本 社 所 在 地	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電 話 番 号	03-5348-3777
資 本 金	6,550百万円
従 業 員 数	493名（2026年3月31日現在）
株 主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事 業 内 容	損害保険業

沿革

2006年 1 月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年 1 月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年 4 月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年 3 月	12億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年 3 月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 5億円増資し、資本金43億5,000万円に（資本準備金14億6,400万円）
2012年 3 月	7億円増資し、資本金47億円に（資本準備金18億1,400万円）
2013年 9 月	7億円増資し、資本金50億5,000万円に（資本準備金21億6,400万円）
2014年 6 月	アニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2015年10月	本社を新宿区西新宿へ移転
2018年10月	30億円増資し、資本金65億5,000万円に（資本準備金36億6,400万円）
2022年 4 月	アニコム ホールディングス株式会社が東証の市場区分の 見直しにより、プライム市場に移行

トップメッセージ

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を経営方針に掲げ、ペット保険の普及に努めております。おかげさまで、2026年3月末時点の保有契約は139万2,772件、対応動物病院様は7,044病院、保険金の年間お支払件数は約488万件となりました。

弊社を支えてくださるご契約者、動物病院の皆様、代理店の皆様をはじめ、すべての方々に心より御礼申し上げます。

2025年度は、競争環境が大きく変化するなか、ペット保険のリーディングカンパニーとして事業基盤をさらに拡大してまいりました。住友生命保険相互会社との業務提携やソニー損害保険株式会社との共同保険を開始するなど販売チャネルを広げるとともに、腸内フローラ測定サービス「どうぶつ健活」をはじめ、未病を捉えて健康を支える予防領域への取り組みも引き続き推進しています。

その他、2025年7月で創業25周年を迎えたアニコムグループ全体として、シナジー創出をさらに強化しました。ブリーディングサポートやマッチングサービス事業、健診・口腔ケア・腸内ケア商材の拡販を推進。さらに、2025年10月には「JARVISどうぶつ医療センター Tokyo」を開業し、“川上”=産まれる前から、“川中”=日々の暮らし、“川下”=高度獣医療まで、どうぶつのライフステージ全体を支える取り組みを進めています。

今後も、私たちの「家族」であるどうぶつの安心を支えるペット保険を「当たり前」にすべく、ペット保険の普及と進化に努めながら、どうぶつと飼い主の皆様が、安心して健康に暮らせる社会作りを支えるべく、アニコムグループの役職員一丸となって尽力してまいります。

引き続き、より一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

アニコム損害保険株式会社
代表取締役

野田 真 吾



トピックス

■「Insurance Asia Awards 2025」で2部門受賞

アジアの保険業界を対象とした国際的アワード「Insurance Asia Awards 2025」において2部門を受賞しました。

「Insurance Product Innovation of the Year - Japan」では、腸内フローラ測定サービス「どうぶつ健活」を通じた予防型サービスの取り組みが評価されました。また、「Digital Insurance Initiative of the Year - Japan」では、「どうぶつ健康保険証」による窓口精算システムなど、デジタル技術を活用した利便性向上の取り組みが受賞につながりました。

今後も、テクノロジーとデータを活用しながら、新たな顧客価値の創出に取り組んでまいります。



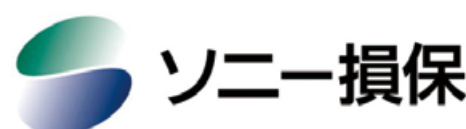
■住友生命がペット保険の販売を開始

2025年7月に住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携を締結。9月から、住友生命の販売マーケットにおいて、アニコム損保のペット保険の販売を開始しました。家族の一員であるペットの存在意義が高まるなか、当社のペット保険の知見と動物病院等とのネットワーク、全国に約3万人の営業職員を抱える住友生命の強固な営業基盤、それを支える三井住友海上の営業網を活かすことで、お客様のニーズに沿った商品やサービスを提供し、ペット保険の普及率をさらに向上させてまいります。



■ソニー損保と共同でペット保険の販売を開始

2025年11月から、ソニー損害保険株式会社との共同保険方式によるペット保険の販売を開始しました。2024年6月に業務提携契約を締結して以降、これまでペット領域における保険商品・ソリューションの開発・提供に向けて取り組んでまいりました。両社がそれぞれの強みを活かしながら連携することで、より多くのお客様へ安心を届ける体制を構築します。



■オリコン顧客満足度®調査でペット保険「猫」部門第1位を獲得！

「2025年 オリコン顧客満足度®調査」において、ペット保険「猫」部門で第1位を獲得しました。あわせて、「保険金・給付金」「窓口精算」「加入・更新手続き」の評価項目でも第1位を獲得。「保険金・給付金」に関しては、9年連続での1位となりました。保険のわかりやすさや利便性に加え、日々の安心につながるサービス提供を通じて、より満足度の高い顧客体験の実現に取り組んでいます。



■「どうぶつ健保」対応病院が全国7,000件を突破

2025年7月に、「どうぶつ健保」の対応病院数が、全国7,000病院を突破しました。

当社グループでは、創業時の2000年から動物病院の窓口で使える「ペットの保険証」をご用意し、飼い主の皆様が自己負担分のみをお支払いいただくことで保険金請求が完了する窓口精算システムを導入しています。窓口精算に対応するペット保険において、対応病院数7,000は日本最多※となります。これは、多くの飼い主の皆様、そして動物病院様に、アニコム損保のペット保険をご支持いただいている結果であると考えています。

※当社調べ



■AIで笑顔度を判定する『世界えがお博覧会』公開

これまで、どうぶつの感情や疾患に関する様々なAI技術の開発を進めてまいりました。特に、“笑顔”を判定するAIは、人間の言葉を話さないどうぶつたちの声に耳を傾けるための大切な手段になると考えています。こうした取り組みの一環として、犬の写真を登録するとAIが笑顔度を判定するサイト『世界えがお博覧会』を公開しました。

『世界えがお博覧会』は世界中で利用が可能で、大阪・関西万博で開催された、大阪ヘルスケアパビリオン主催のペット共生イベントでも紹介されました。これらの活動を通じてどうぶつの笑顔が増え、人も一緒に笑顔になれる世界、人とどうぶつが共に幸せに暮らせる未来を目指しています。

また、大阪・関西万博 大阪ヘルスケアパビリオンには、アニコムが加盟する一般社団法人日本MA-T工業会が出展。アニコムはペット用MA-T口腔ケアジェルの無料サンプリングを実施しました。



■犬・猫の熱中症週間予報の配信

当社では、飼い主の皆様の適切な対策により「防げる病気」である熱中症を予防するため、2013年から「犬の熱中症週間予報」を開始し、2022年6月からは、「猫の熱中症週間予報」も配信しています。

犬と猫の「熱中症週間予報」は、株式会社ライフビジネスウェザーと当社が独自に開発した熱中症指標をもとに作成しています。犬と猫それぞれの体高や代謝などを考慮した指標と1週間分の気象予報から、全国主要10都市の熱中症注意レベルを「やや注意」「注意」「警戒」「厳重警戒」の4段階に分け、それぞれ犬と猫のイラストで表示します。あわせて保険金請求データやアンケート結果から熱中症が発生する状況などを分析して公開し、予防啓発に努めています。

今後も、熱中症を含めたさまざまな病気に対して飼い主の皆様への知識向上を図り、どうぶつたちが健康に暮らせるよう努めてまいります。



■『家庭どうぶつ白書 2025』発行

アニコムグループでは2010年から、当社のペット保険「どうぶつ健保」の保険金支払い実績、独自に実施したアンケート調査の結果など、家庭どうぶつに関わるさまざまなデータをまとめた『家庭どうぶつ白書』を毎年発行しています。

2025年12月17日に発行した『家庭どうぶつ白書2025』では、どうぶつ種ごとに人気の品種・名前のランキング、年間費用に関するアンケート調査結果など、毎年ご好評いただいているデータに加え、診療費に関するデータ等を拡充して掲載しました。その他にも、高度医療への挑戦やゲノムと遺伝子の研究といった、アニコムグループの最新の取り組みについてもご紹介しています。

表紙の犬や猫のモデルはSNSを通じて公募し、多くの方々に、どうぶつの病気やケガ、その予防に関する情報へ関心を持っていただけるよう取り組んでいます。引き続き、皆さまのお役に立つ情報を提供してまいります。



■「JARVISどうぶつ医療センター Tokyo」開業

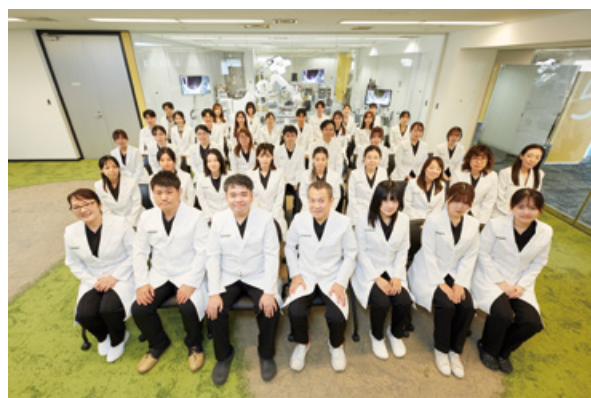
2025年10月、アニコムグループの新たな獣医療拠点として、東京都港区（品川エリア）に「JARVISどうぶつ医療センター Tokyo」が開業しました。高度獣医療と先端テクノロジー、研究開発を融合させた“未来型どうぶつ医療センター”です。

施設内では、整形外科や脳外科、循環器内科などの専門診療に対応するほか、3テスラMRIや320列CT、人工心肺装置など、高度な医療設備を備えています。さらに、夜間救急やリハビリテーションにも対応し、二次診療を中心とした高度医療を支える体制を構築しています。さらに、ロボット支援手術やAI技術などの先端技術も取り入れ、高品質な獣医療の実現を目指しています。

2025年11月には夜間救急診療を開始し、地域の動物病院とも連携しながら、夜間の急な体調変化にも対応できる救急診療体制を整備しました。加えて、遺伝性疾患や先天性異常を抱える保護犬・保護猫を支援するプロジェクトを開始したほか、飼い主様向けの勉強会や情報発信にも取り組んでいます。日々のケアや医療に関する選択肢を広く伝え、飼い主さまが元気なうちから“もしも”に備えられるよう、啓発活動を進めています。

2026年4月には、「JARVISどうぶつ医療センター Tokyo」と連携したペットホテルも開設し、医療の枠を超えた新たなサービス展開も開始しました。

JARVIS Tokyoは、医療、研究、予防、教育、さらには社会課題への取り組みを横断しながら、どうぶつと人がともに健康に暮らせる未来社会の実現を目指す、アニコムグループの新たな挑戦です。



社会貢献活動

アニコムグループでは、ペットが持つ「無償の愛」で「心の発電力」を高めてくれる力を通じてさまざまな社会的課題の解決に貢献し、また豊かな地球環境の維持と全ての生命の幸せを増進させることで、更なる企業価値向上と持続的成長を果たしていくことが存在意義であるにとらえ、グループの理念体系を定めています。この理念体系に基づき、サステナビリティ基本方針を定め、持続可能な社会に向けた取り組みを推進しています。

■どうぶつへの貢献

■PAWプロジェクト

アニコムグループでは、2012年度からグループ会社横断プロジェクト「PAW (Project of Animal Welfare)」を立ち上げ、動物愛護や動物福祉に資する活動を行っています。

動物愛護週間には、埼玉県とのイベントを毎年開催しており、第12回となった2025年度は、「すべてのワンちゃんにちょうどいい距離感を～やさしさで広がるイエローリボン～」をテーマにノベルティを配布しました。

また、11月に開催された「彩の国さいたま 動物愛護フェスティバル2025」に参加し、ご来場された方に「どうぶつクイズ」に挑戦いただいたほか、オリジナル迷子札作りのワークショップを行いました。



■殺処分ゼロ

2023年4月から、三重県多気町の「ani TERRACE」を運営し、飼い主がいらない犬や猫と新しい飼い主をつなげる活動を行っています。2025年度は、犬・猫25頭が新しいご家族のもとに迎えられました。「明るい」「あたたかい」「幸せ」な施設をコンセプトに、多くの方に訪れていただける施設を目指し活動を継続しています。



■人への支援

■自然災害におけるペット救援募金の実施

2025年4月4日から4月30日に行った「ミャンマー大地震のどうぶつ救援募金」を通じて、皆様からいただいた寄付金とアニコムグループ社員からの寄付とあわせて、合計3,111,665円を2025年5月23日にIFAW（国際動物福祉基金）へ寄付いたしました。寄付金は、被災したどうぶつたちや飼い主の皆様のために役立てていただいております。

また、災害時等におけるどうぶつ支援の継続的な取り組みが評価され、IFAWのニュースレター「Insider Update 2nd Edition 2025」において、ご紹介いただきました。



■災害救助犬の育成への協賛

当社は、一般社団法人ジャパンケネルクラブ（JKC）が実施する災害救助犬の育成活動に協賛しています。災害救助犬は、地震などの災害現場において、瓦礫等に埋もれた被災者を捜索し、自衛隊や消防、警察などの救助活動を支援する犬です。

訓練所で専門的な訓練を受け、認定試験に合格した犬のみがJKC災害救助犬として認定され、災害現場等への出動が認められます。これまでに、2011年3月の東日本大震災や2024年1月の能登半島地震などの被災地で活動してきました。

また、災害救助犬は、災害救助犬競技大会や自治体等が主催する防災訓練・イベントなどに参加し、服従訓練や捜索訓練を通じて技能の向上に努めています。



当社独自の取り組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害及び犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取り組みについては、ウェブサイトをご覧ください。

■事故・災害・犯罪の防止・軽減への取り組み

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/reduction/>

■環境問題への取り組み

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/eco/>

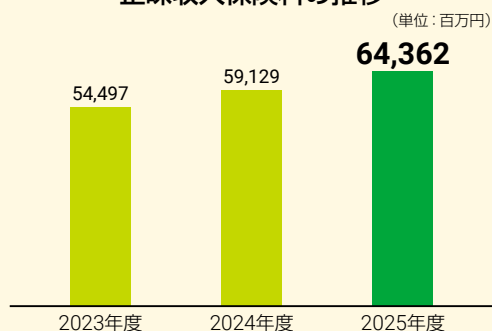
代表的な経営指標

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料	54,497百万円	59,129百万円	64,362百万円
正味損害率	58.0%	58.3%	59.8%
正味事業費率	32.5%	31.3%	32.0%
コンバインド・レシオ	90.5%	89.6%	91.8%
保険引受利益	3,502百万円	3,918百万円	2,960百万円
経常利益	4,069百万円	5,183百万円	4,517百万円
当期純利益	2,864百万円	3,680百万円	3,021百万円
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	—	—	260.9%
総資産額	49,786百万円	55,217百万円	63,584百万円
純資産額	20,100百万円	22,094百万円	23,386百万円
その他有価証券評価差額	△1,248百万円	△1,916百万円	△1,608百万円
不良債権の状況	—	—	—

正味収入保険料（対前期比）

643億62百万円（108.8%）

正味収入保険料の推移



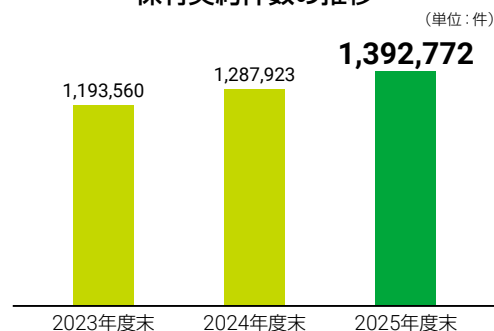
■正味収入保険料

ご契約者から受領した保険料に、保険金支払い負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。

■関連する指標－保有契約件数

ペット保険の保有契約件数は、2026年3月末で前年比10.4万件プラスの139万件となりました。

保有契約件数の推移



■保有契約件数

算出日時点で保険契約が有効に成立している契約の件数です。

正味損害率

59.8%

正味損害率

(単位：%)



2023年度 2024年度 2025年度

■正味損害率

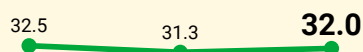
正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費との合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。

正味事業費率

32.0%

正味事業費率

(単位：%)



2023年度 2024年度 2025年度

■正味事業費率

正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額及び諸手数料が含まれます。

コンバインド・レシオ

91.8%

コンバインド・レシオ

(単位：%)



2023年度 2024年度 2025年度

■コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算率で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど収益性が高いといわれています。

保険引受利益（対前期比）

29億60百万円（75.5%）

保険引受利益

(単位：百万円)



2023年度 2024年度 2025年度

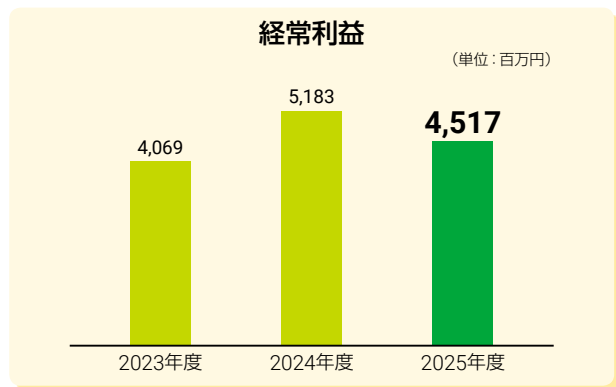
■保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

代表的な経営指標

経常利益（対前期比）

45億17百万円（87.1%）

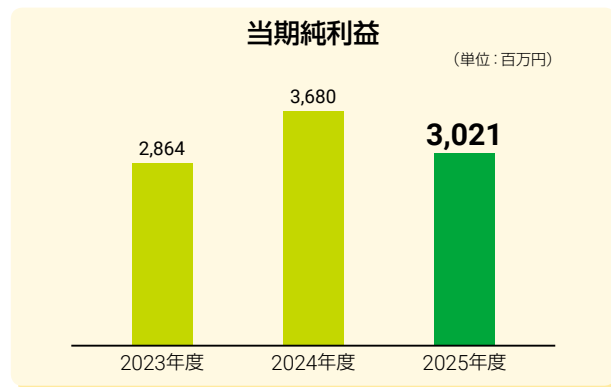


■経常利益

正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券評価損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益（対前期比）

30億21百万円（82.1%）

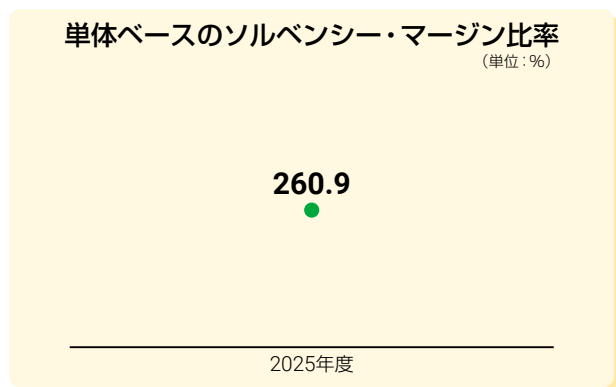


■当期純利益

左記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

260.9%



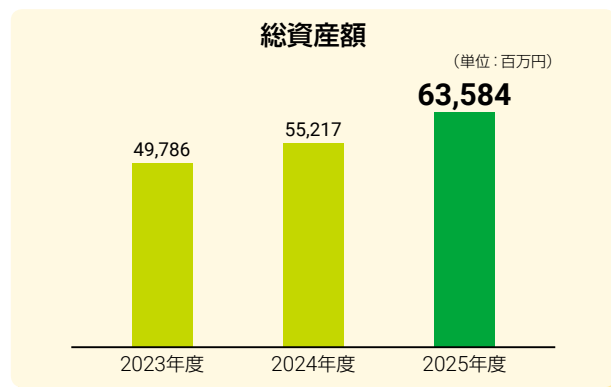
■ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されます。

総資産額

635億84百万円

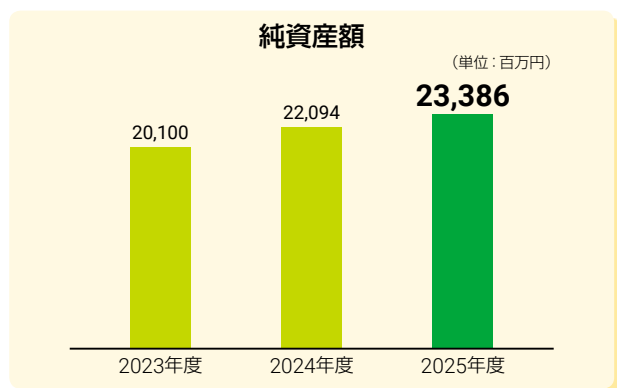


■総資産額

保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。

純資産額

233億86百万円

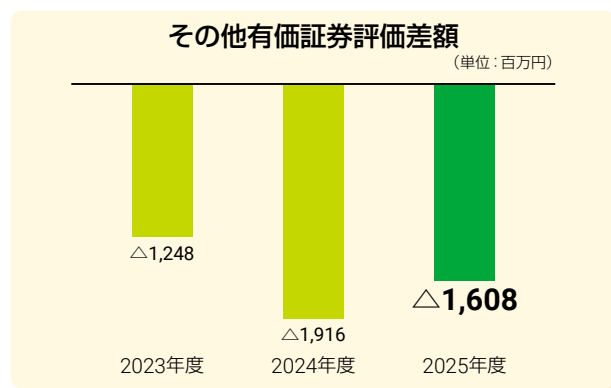


■純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

△1,608百万円



■その他有価証券評価差額

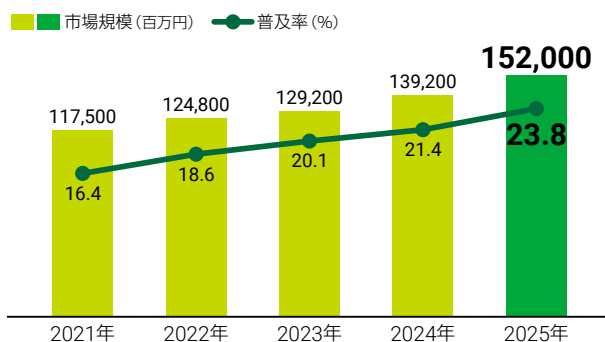
保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

■関連する指標ーペット保険普及率

ペット保険を扱う会社は計20社あり、日本国内の普及率は、23.8%と順調に伸長しています。

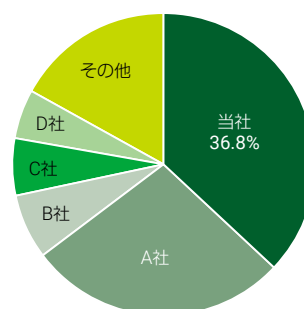
当社は、人の健康保険制度と同様に、対応動物病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「どうぶつ健康保険証」等にご支持をいただき、ペット保険シェアNo.1を維持し続けています。

ペット保険市場規模の推移 (※)



※株式会社富士経済「2026年 ペット関連市場マーケティング総覧」調査
普及率 ペットフード協会令和7年全国犬猫飼育実態調査より算出

2025年マーケットシェア (※)



<保有契約件数ベース>

I 経営について

1. アニコムグループの概要	15
2. 2025年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	19
コーポレート・ガバナンス体制	19
反社会的勢力の排除	21
4. 内部統制システム	22
5. コンプライアンス	24
コンプライアンス体制	24
勧誘方針	25
6. リスク管理	26
7. 個人情報の保護	31
特定個人情報保護基本方針	37
8. 利益相反取引の管理	38
利益相反管理基本方針	38
9. 募集制度	39
10. お客様本位の業務運営方針	41
11. 「お客様の声」への対応	44

1 アニコムグループの概要

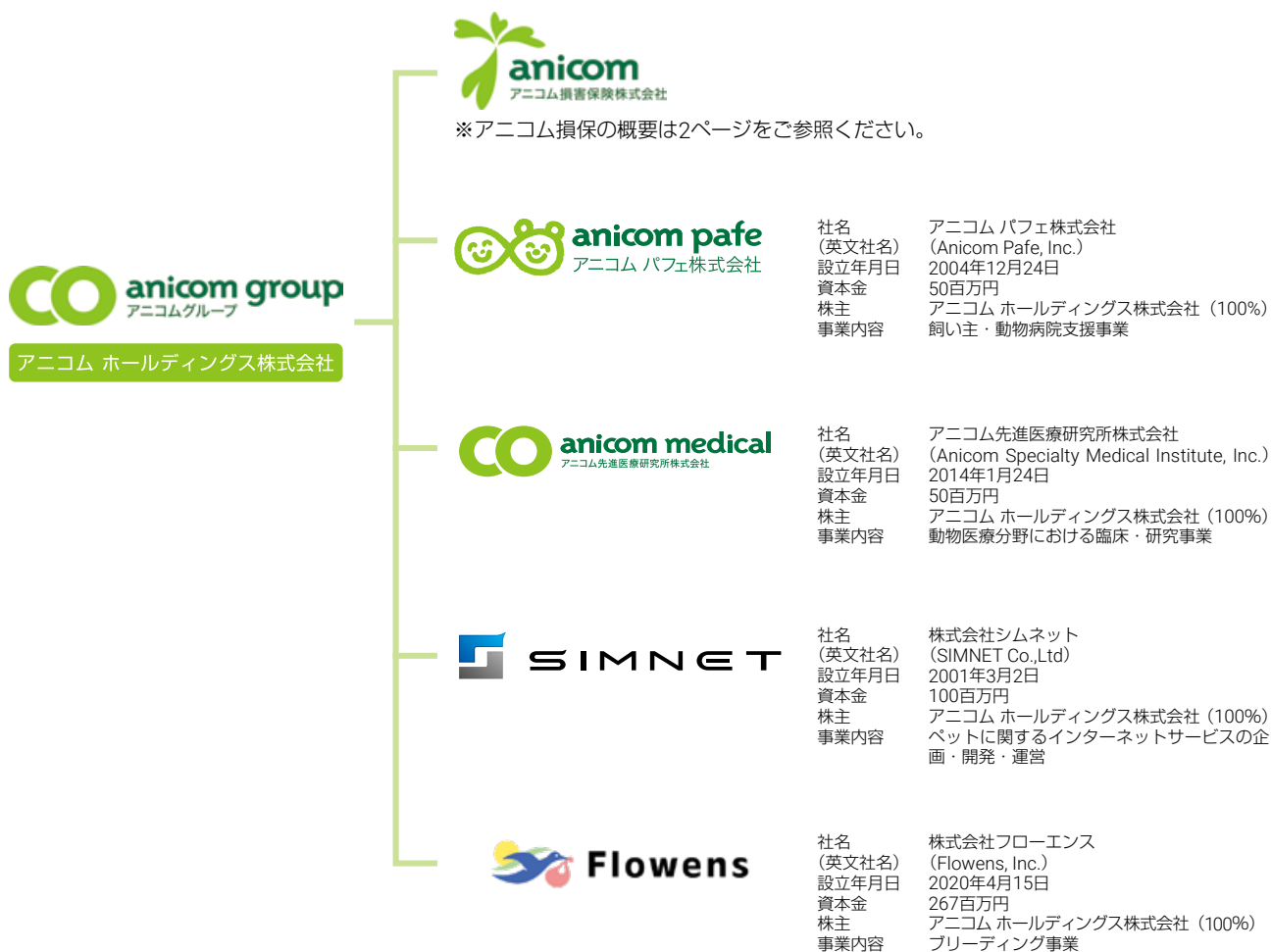
■アニコム ホールディングスの概要（2026年7月1日現在）

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3911
資本金	8,202百万円
事業内容	子会社の経営管理

■アニコムグループの概要（2026年7月1日現在）



2 2025年度の事業概況

(1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国の経済は、中東情勢の急激な緊迫化に伴う資源価格の高騰や物価上昇圧力の強まり、円安の進行といった外部環境の変化がみられました。また、賃上げの進展や人手不足を背景とした雇用環境の改善も進み、内需を中心に持ち直しの動きが続きました。この結果、物価上昇の影響はあるものの、企業業績は比較的堅調に推移しました。一方で、ウクライナや中東情勢、中国経済の減速、米国における政治情勢や経済政策の不確実性、為替動向や物価上昇、世界的な金融市場の変動といった地政学的・国際経済上のリスクが高まったことにより、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社の重点施策と位置付けている「ペット保険の更なる収益力向上」に向けて、堅調なペット飼育需要の継続に加え、販売チャネルにおける営業活動の強化やアクサ損害保険株式会社からの契約移管等により、保有契約数は1,392,772件（前期末から104,849件の増加・同8.1%増）と順調に増加しております。また、E/I損害率（※1）については、ペットの平均寿命の伸長やどうぶつ医療の高度化、インフレの影響による診療費の高止まりなどにより、62.2%と前年同期比で1.6pt上昇いたしました。既経過保険料ベース事業費率（※2）は、規模拡大へ向けた積極投資等により、32.8%と前年同期比で0.5pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は95.0%となり、前年同期比で2.1pt上昇いたしました。

また、アニコムグループでは、引き続き第二期創業期の歩みを一層推進する取り組みを進めております。あらゆるデータから病気・ケガを分析し、「入って健康になる」予防型保険会社グループを実現させるため、重点施策をどうぶつのライフステージの川上から川下まで幅広く展開しております。川上では、科学・技術・データに医療のサポートを加えたブリーディングやマッチングサイト運営を通じたブリーダー支援に加え、遺伝病検査の提供とその結果に基づく適切なブリーディングや販売の提案を行っております。川中では、「どうぶつ健活」による健康チェックの普及や、各種検査を基盤とした口腔・腸内ケア商材の開発・販売等を通じた健康イノベーション事業の拡大に取り組んでいます。さらに川下においては、高度医療を提供するJARVISどうぶつ医療センターTokyoの運営や、手術支援ロボット・AIを用いた高度医療技術の普及・標準化、獣医師の教育への寄与等を通じて、どうぶつの健康寿命延伸に取り組んでいます。これらを通じて、顧客満足度の向上とペット関連事業における持続的な成長基盤の強化を図っております。

以上の結果、当社の当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益64,362百万円（前事業年度比8.8%増）、資

産運用収益1,625百万円（同2.3%増）などを合計した経常収益は66,133百万円（同8.8%増）となりました。一方、保険引受費用46,924百万円（同11.3%増）、営業費及び一般管理費14,580百万円（同11.0%増）等を合計した経常費用は61,616百万円（同10.8%増）となりました。この結果、経常利益は4,517百万円（同12.9%減）となり、これに、特別損益、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は、3,021百万円（同17.9%減）となりました。

①保険引受の概況

正味収入保険料は64,362百万円、正味支払保険金は37,213百万円、損害調査費は1,256百万円となり、正味損害率（※3）は59.8%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は14,478百万円、諸手数料及び集金費は6,148百万円となり、正味事業費率（※4）は32.0%となりました。

正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に支払備金繰入額583百万円、責任準備金繰入額1,721百万円を加算した保険引受費用は46,924百万円となり、保険引受収益64,362百万円から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は2,960百万円となりました。

- （※1）E/I損害率：発生ベースでの損害率。（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出。
- （※2）既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する事業費率。（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷既経過保険料にて算出。
- （※3）正味損害率：（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料にて算出。
- （※4）正味事業費率：（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料にて算出。

(2) 対処すべき課題

日本国内では、足元ペットの総飼育頭数は前年からは微減しており、時系列的な全体傾向としても通減傾向にあります。

一方で、国内のペット産業全体の市場規模は2025年度で約1兆9千億円程度と予測されており、毎年拡大し続けています。ペット保険市場についても、ペット保険の普及率は23.8%の水準まで伸長しています。これは近年、ペットは「家族の一員」であるという意識が高まってきており、ペットへの愛情がこれまで以上に高まってきたことが背景として考えられます。また、契約者の利便性やサービス品質の向上に向けた取り組みが進展しており、競争環境は一層高度化しています。そのような課題の中、アニコムグループでは、事故に対して保険金をお支払いするという従来の保険会社としての機能だけではなく、ペットの健康をペットオーナー及びペット産業関係者の皆様とともに創造し、新たな社会的価値を創出し続けていくことで、持続的な成長を目指していきます。その実現のために、対処すべき課題として以

下を認識しています。

①改正動物愛護管理法施行に伴うブリーディングサポート態勢の強化

2021年6月に施行された改正動物愛護管理法により、飼養施設のケージ等に数値基準が設けられたほか、獣医師による健康診断を年1回以上受けるといった新たな基準が追加されました。また、2022年6月には、交配年齢、出産回数の上限が定められるなど、ブリーディング事業者に対する規制が段階的に強化されており、ブリーディング事業者の廃業や規模の縮小等に繋がる可能性が懸念されています。そのため、アニコムグループでは、改正動物愛護管理法の対応に向けたブリーディングサポートの各種事業化を行うべく、遺伝子検査による遺伝病予防、受胎率・多胎数の向上に向けた幹細胞の投与や凍結精子保存技術の研究、往診サービスによる医療サポート、マッチングサイトや引渡しセンターを活用した販売支援等を推進していくことに加え、ペット産業全体が改正動物愛護管理法を遵守できる環境づくりに邁進しております。引き続きグループ各社と連携して、ペット産業全体を総合的にサポートできるよう取り組んでいきます。

②予防に向けた取り組み強化

2018年12月から当社は、「予防型保険会社」を目指すアニコムグループ独自のサービスである「どうぶつ健活」を開始しています。これは、どうぶつの腸内フローラ測定の結果から、病気のなりやすさを判定し、その結果に応じて、無料で健康診断が受けられるサービスです。膨大な測定結果から、犬の腸内フローラの多様性が高いほど健康度（※1）が高いことが明らかとなり、腸内フローラが免疫の要であることが徐々に解明されつつあります。さらに、多様な食材を摂取することで、腸内フローラの多様性を向上させることが分かっており、免疫を正常に保ち得る可能性があります。そこでアニコムグループでは、毎日異なる様々な種類の食材を与えることができるようデザインしたフードの商品開発、販売を行っております。2025年3月には1つの商品に12品目以上、1週間で50品目以上の食材を使用したトッピングフードの「7Days Foodフリーズドライ」の販売を開始。また、同年12月には、7種類のドライフードを日替わりで与えられるように設計された「7Days Foodみんなのごはん」を販売開始し、愛犬の食事を美味しく、健康的にサポートする取り組みを行っております。

さらに、多様性を低下させる要因の一つとして歯周病関連菌の関与が明らかになりつつあります。「どうぶつたちが口と歯みがきにしっかりと向き合ってほしい」という想いから、2024年1月より無色透明・無味・無臭の口腔ケアジェル「CRYSTAL JOY」の販売を開始しました。2025年度は、JARVISどうぶつ医療センターTokyoにおいて飼い主様向け

にフードや口腔ケアに関する勉強会を開催するなど、アニコムグループでの研究分析に基づく知見の発信と実践の促進に取り組んでおります。このようにアニコムグループの取り組みや、保険商品の独自性・優位性をお客様に訴求することで、他社が提供する保険商品との差別化を図り、保険事業の更なる拡大を目指してまいります。

③チャンネル別取り組み強化等

ペット保険販売の最重要ターゲットであるペットショップチャンネルに加え、Web直販の拡充や他損害保険会社の販売網を活用した共同保険の販売等、一般チャンネル営業をさらに強化しました。また、アニコムグループの株式会社シムネットが運営するサイト「みんなのブリーダー」及び「みんなの子猫ブリーダー」に登録しているブリーダーへの営業を強化するとともに、ブリーダーサポートメニューの一環として、2022年2月からは「ブリーダー直売サポートセンター こうのとりの」運営を開始し、現在では11拠点が稼働、当事業年度では計2,320頭の引渡し利用があり、今後も拡大していく予定です。グループ全体でブリーダーサポートをさらに推進するとともに、引き続き新規代理店の増設と付保率の向上に向けた施策を行っていきます。また、改正動物愛護管理法に伴う繁殖引退どうぶつの譲渡を見据えた譲渡チャンネルの強化も併せて進めてまいります。

④その他課題

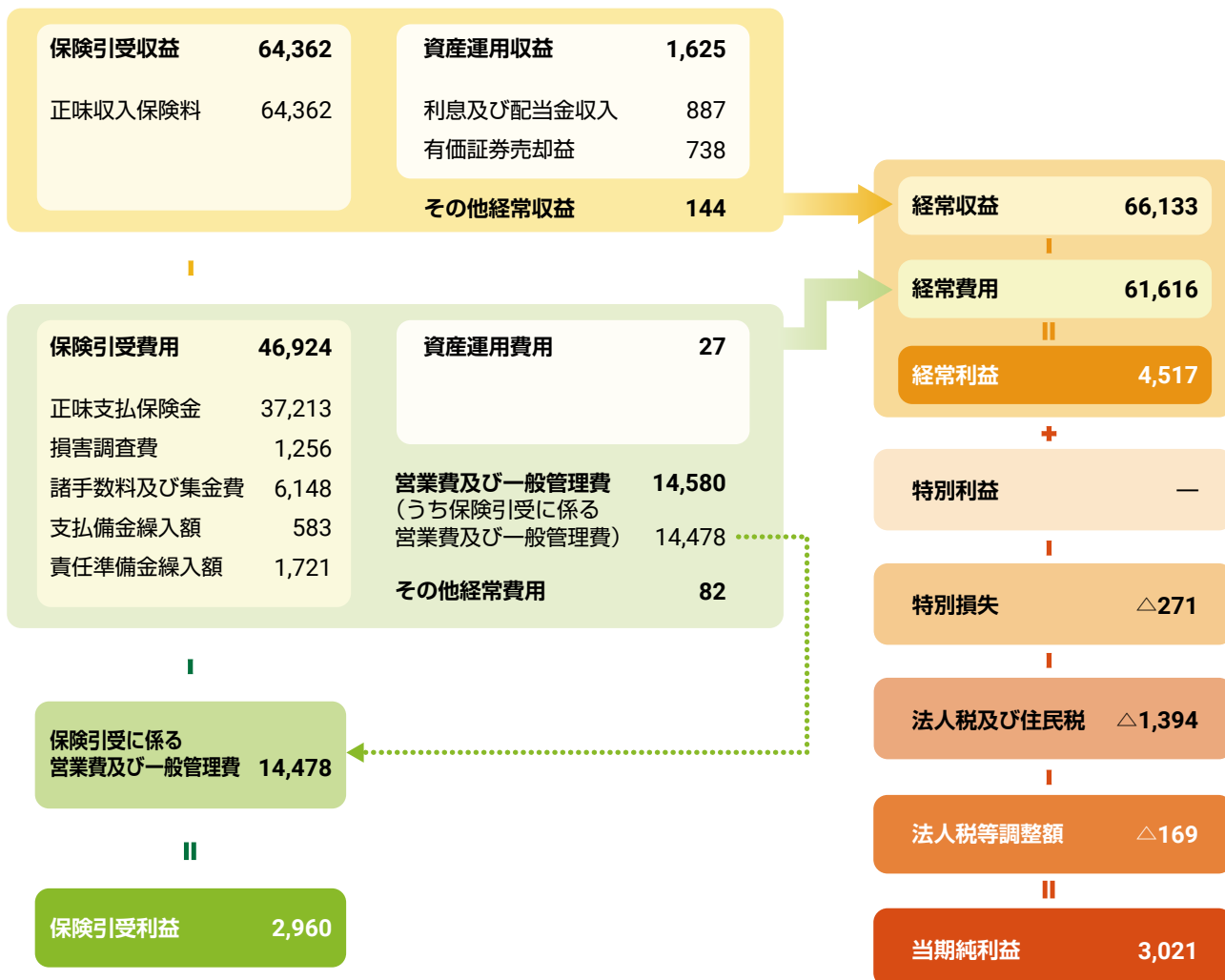
代理店における業務品質の更なる向上、業務の適切性と効率性の継続的な改善（契約者個人専用Webサイト（マイページ）等の活用）、既存契約の継続率の維持・向上（どうぶつの健康・しつけ相談サービス等の拡充）、モラルリスクの排除等についても引き続き取り組み、顧客保護の更なる拡充とペット保険の健全な発展に努めてまいります。

（※1）対象となる保険契約のうち保険金請求のなかった契約の割合を「健康度」と表しています。個々のどうぶつと疾病との関係を示すものではありません。

2 2025年度の事業概況

●決算の仕組み (2025年度)

(単位: 百万円)



■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、アニコムグループの経営理念である「それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大すること」を通じて、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たし、その社会的使命を全うするとともに、企業価値の永続的な向上を目指します。当社では、これらを着実に実現するため、グループコーポレートガバナンス基本方針に基づき、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の維持、強化に取り組んでいます。

(1) 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）で構成されています。

取締役会は、取締役会規則等に基づき、当社の方針や業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員の業務を監督しています。各取締役は、取締役会がそれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めており、各執行役員は、取締役会において決定された執行担当業務を遂行しています。

(2) 監査役会及び監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されています。

監査役会は、監査役会規則等に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しています。

(3) 指名・報酬・ガバナンス委員会

当社の親会社であるアニコム ホールディングス株式会社は、取締役会の諮問委員会として「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。同委員会では、アニコム ホールディングス株式会社及び当社の取締役、監査役の候補者の選任・解任並びにアニコム ホールディングス株式会社及び当社の取締役の業績評価、報酬について審議しています。同委員会では、審議した内容を取締役会へ答申しています。

(4) 取締役会委員会

①グループコンプライアンス委員会

アニコム ホールディングス株式会社のコンプライアンス推進部担当執行役員を委員長として、四半期毎に開催し、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応の適切性の確認、外部弁護士相談事項を踏まえた当社方針等の適切性の確認を目的としています。

②グループリスク管理委員会

アニコム ホールディングス株式会社のリスク管理部担当執行役員を委員長として、半期毎に開催し、リスク管理態勢の整備推進、ERM態勢の整備推進を目的としています。

③グループ危機管理委員会

アニコム ホールディングス株式会社の社長を委員長として半期毎に開催し、平時に行うべき危機管理態勢の整備についての審議及び報告を目的としています。

(5) グループ経営会議

常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を設置し、経営に係る意思決定に関する協議の充実及び経営状況の管理を図っています。

また、経営会議委員会として、予算管理に関する諮問を行う「グループ予算委員会」、ITに関する戦略立案、モニタリングを行う「グループIT戦略委員会」、人事政策及び人事管理体制の適切性の確認等を行う「グループ人事政策委員会」、資産運用戦略と資産運用体制強化に関する審議を行う「財務委員会」を設け、各委員会は経営会議に報告を行い、業務運営の適切性を確認しています。

3 コーポレート・ガバナンスの状況

(6) 監査体制

①内部監査

他部門から独立した内部監査部門が、内部監査基本方針・内部監査計画等に基づき、すべての部門を対象に内部監査を実施しています。内部監査部門は、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢全般の評価及び改善策の提言等について、定期的に取り締役会へ報告し、業務の適切かつ健全な運営を確保しています。

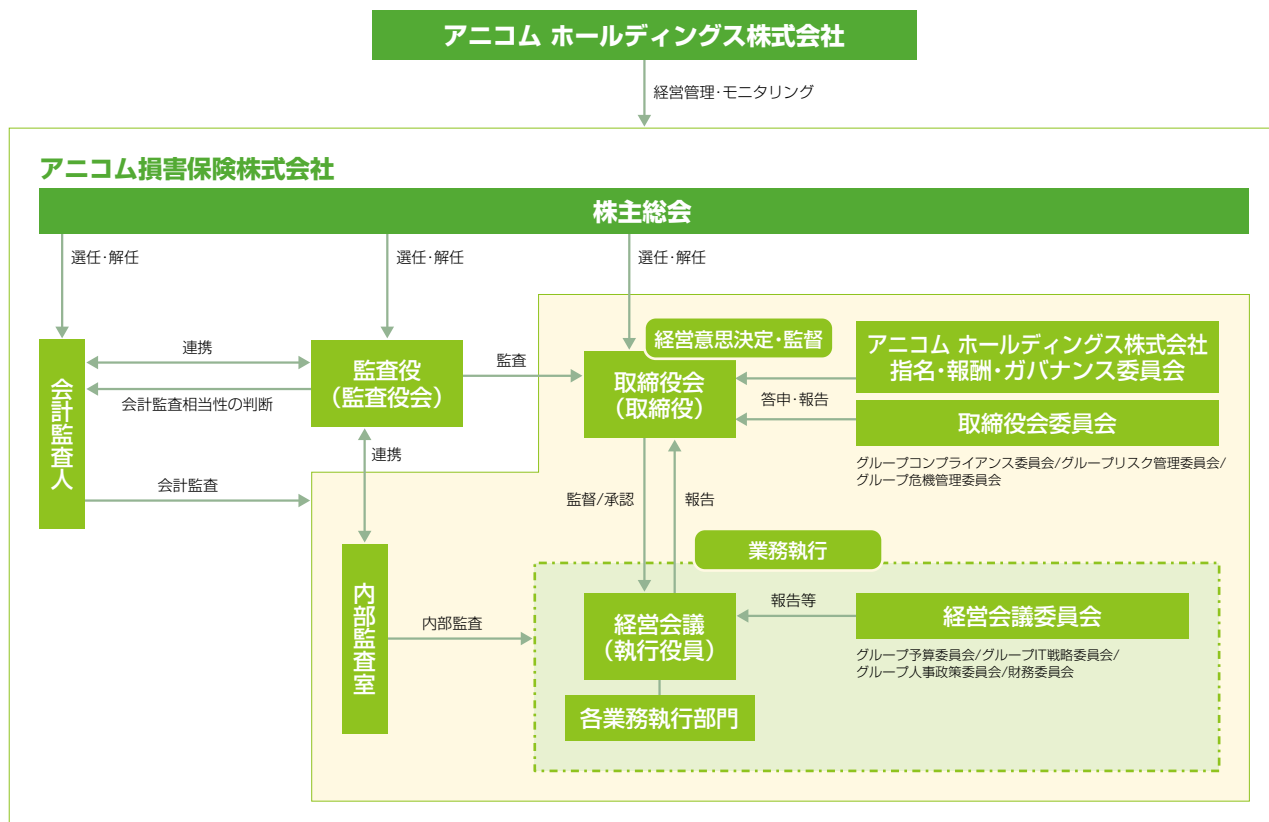
②監査役監査

各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役会の職務の執行を適切に監査しています。

③会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しています。

【コーポレート・ガバナンス図】



■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の「グループ反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

グループ反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス推進部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は人事管理部とし、コンプライアンス推進部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス推進部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
 - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に反社会的勢力排除条項を導入する。
 - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ①反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
 - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する。
 - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス推進部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

4 内部統制システム

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム基本方針を定める。

内部統制システム基本方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、当社の経営管理体制を整備する。
 - ①当社は、アニコム ホールディングス株式会社との間で締結した経営管理契約に基づき、経営戦略や財務戦略等の重要事項の策定に際して事前承認を求めるとともに、定期的に経営実態等の報告を行う。
 - ②アニコム ホールディングス株式会社が定めるグループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等に基づき、中期経営計画及び年度計画を策定する。
 - ③事業戦略、事業計画等の重要事項については、アニコム ホールディングス株式会社の事前承認事項とする。
 - ④中期経営計画及び年度計画に基づく各種事業計画の実施状況等をアニコム ホールディングス株式会社への報告事項とする。
- (2) 当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - ①当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - ②当社は、グループ倫理規範に基づき、役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ③当社は、グループコンプライアンス・マニュアルに基づき、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - ⑤当社は、法令又は社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外に内部通報制度（ホットライン）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、内部監査に関する基本方針を定め、実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - ①当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - ②定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - ④当社は、業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を実施する。
- (2) 当社は、グループの統合的リスク管理に関する方針に基づき、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させるとともに、保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益を保護する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針に基づき、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、中期経営計画及び年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を

定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、アニコム ホールディングス株式会社取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬・ガバナンス委員会において審議された次の事項の答申を受ける。
 - ① 当社の取締役・監査役の選任・解任
 - ② 当社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
 - ③ 当社の取締役の業績評価
 - ④ 当社の取締役・執行役員の報酬体系
 - ⑤ 当社の取締役の報酬水準
 - ⑥ コーポレート・ガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- (5) 当社は、人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社又はグループ会社の業務執行に関し、重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、役職員が、業務執行に関し重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役に(1)又は(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、内部通報制度（ホットライン）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- (4) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (5) 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (6) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1～8の体制の運用状況について、継続的に確認・検証し、必要に応じて社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施するなど、内部統制システムの実効性を高めるよう努めています。また内部監査室は、独立した客観的な立場から、ガバナンスプロセスやコンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っています。

また監査役は、監査役監査に関する体制整備を継続的に確認・検証するとともに、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないように監視をしています。

5 コンプライアンス

■コンプライアンス体制

当社は、以下のコンプライアンス基本方針を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

コンプライアンス基本方針（骨子）及び推進体制

■基本方針

1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

4. 人権の尊重

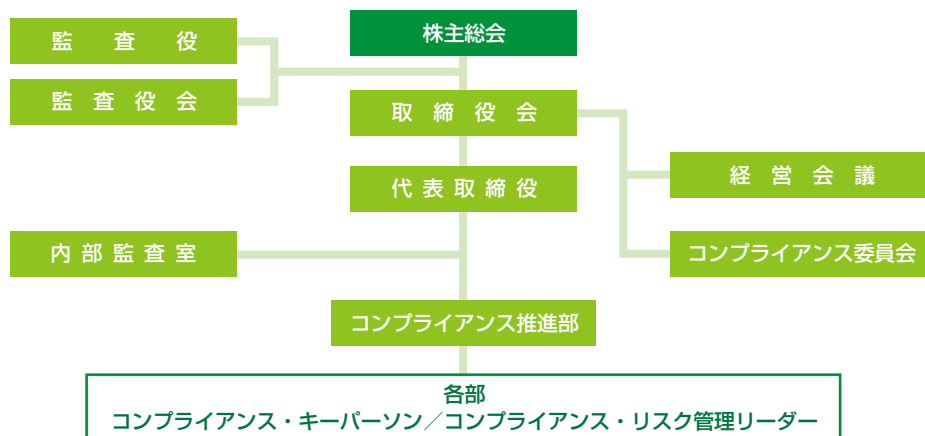
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

■推進体制

経営会議、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応等の適切性の確認を行うとともに、各部門に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理リーダーを配置し、四半期毎にテーマを決めて研修を実施する等コンプライアンス推進部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス推進部に報告を行うこととしています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でないと判断した場合には、社内外の内部通報の窓口を利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



■勧誘方針

当社では、以下の勧誘方針を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます

(1) 保険商品の販売について

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分にご納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」です。

6 リスク管理

■リスク管理基本方針

当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

これを踏まえ、アニコム ホールディングス株式会社の定めるグループリスク管理基本方針に基づき、当社では財務の健全性と業務の適切性を確保・維持することを目的にリスク管理基本方針を定め、リスク管理に係る組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。

(1) ERMの推進

取締役会は、リスク管理基本方針の中でERM（Enterprise Risk Management）態勢を定めるとともに、その管理プロセス並びに報告ルール等の具体的な取決め等をERM規程で定めています。

保険会社の直面するリスクに関して、アニコム ホールディングス株式会社と連携して、リスク・プロファイル等を作成することにより、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に把握・管理し、ストレス・テストを定期的の実施しています。また、内部モデルによるソルベンシー評価を行うとともに、アニコム ホールディングス株式会社において配賦したアニコム損保のリスク資本に基づき、リスク・カテゴリ等の単位ごとに資本配賦を行うことにより、事業全体としてリスクをコントロールする自己管理型のリスク管理を実施しています。

(2) 個別リスク管理

リスク管理部は、アニコム ホールディングス株式会社のリスク管理部と連携して、リスク・プロファイルの整備などを進めるとともに、別表に記載している個別リスクについて、次ページのリスク管理体制図のとおり、各部と連携し、重要なリスクの特定及びコントロールを行っています。特に、保険引受リスク、及び資産運用リスクなどを固有のリスクとして認識しています。

・保険引受リスクの管理

当社において重要なリスクである保険引受リスクを適切に管理するため、定期的に損害率等のモニタリングを行い、取締役会等に報告を行っています。

・資産運用リスクの管理

資産負債管理（ALM：Asset Liability Management）により、保険負債の特性を適切に踏まえた上で、資産の保有状況の分析・評価を行うことにより、財務運営の安定性の向上に努めています。また、資本配賦に基づき資産運用リスクの上限管理を実施しております。

(3) リスクとソルベンシーの自己評価

リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA：Own Risk

and Solvency Assessment）については、アニコム ホールディングス株式会社と連携し、リスク・プロファイル、内部モデルによるソルベンシー評価、ストレス・テスト及び資本配賦・リミット管理の状況等を踏まえ、現在及び将来の資本の十分性を評価しています。評価結果はグループリスク管理委員会で報告・協議のうえ、取締役会に報告する態勢としています。また、ORSAの結果を踏まえ、必要に応じて経営計画等への反映を行っています。

■リスク管理体制

当社では、次ページのリスク管理体制図のとおり、主要なリスクとその主管部を明確化し、主管部によるリスクの管理と、その統括をリスク管理部が行う体制としています。各種リスクの管理状況や統合的に評価したリスクの状況等に関して、アニコム ホールディングス株式会社のリスク管理部及び当社経営企画部等と連携し、「グループリスク管理委員会」にて報告・協議を行い、取締役会に報告する態勢としています。

■危機管理方針

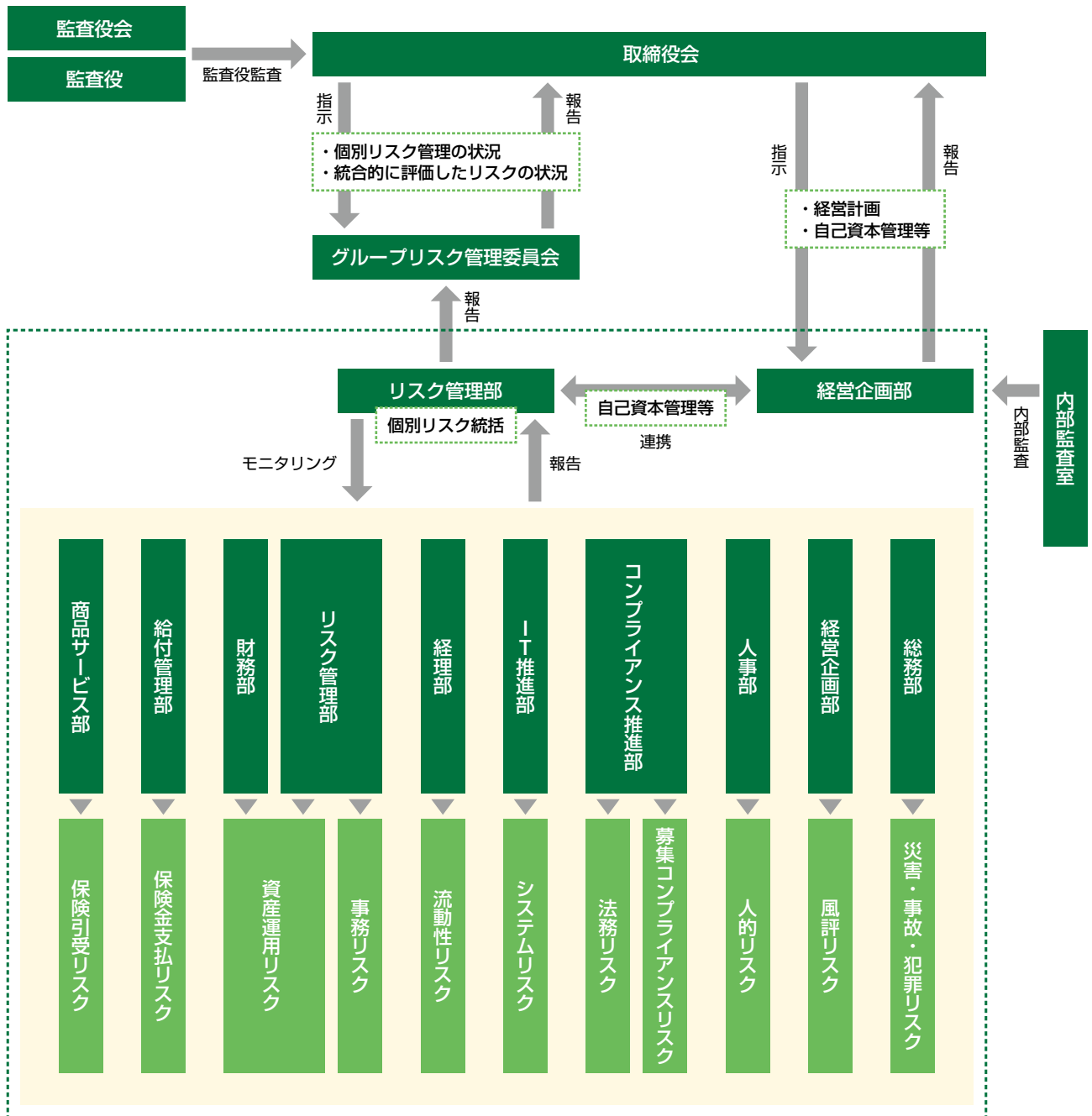
当社では、大規模な災害や事故又は風評被害等により、人命、資産又は当社活動が危険にさらされるような事態や、当社とお客様・代理店等との関係に重大な影響が生じるような事態に適切に対応するためにグループ危機管理方針を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

■保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

【リスク管理体制】



経営について

6 リスク管理

■経済価値ベースのソルベンシー規制

ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度（ESR：Economic Solvency Ratio）が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

■経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

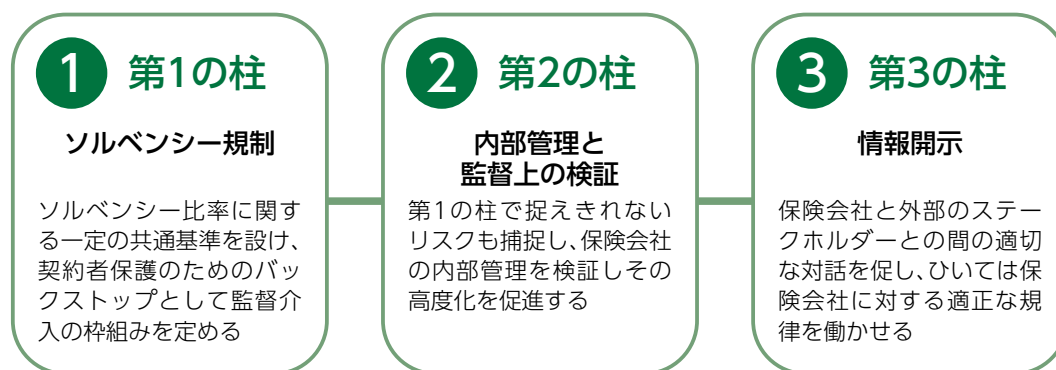
【新規制導入の意義】

「経済価値ベース」のソルベンシー・マージン規制を導入する意義は、主に以下の3つの観点から整理されます。

- ◆契約者保護：フォワードルッキングな規制導入により、リスク発現時にも支払能力を確保し、契約者を保護
- ◆保険会社のリスク管理の高度化：経済価値ベースに基づくリスク管理の高度化促進
- ◆消費者・市場関係者等への情報提供：充実した情報開示により、外部ステークホルダーとの対話を通じ、ガバナンス・規律付け向上

【3つの柱の考え方】

新規制は、狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採用しています。



■新規制導入に伴う当社の対応

当社は、新規制の導入を踏まえ、ESRの計測方法を新基準に即したもののへ変更するとともに、ESR水準に応じた経営管理を行ってまいります。

旧ソルベンシー・マージン比率（旧SMR）が会計ベースを起点に支払余力を確認する指標であったのに対し、ESRは経済価値ベースでリスク量と資本余力を把握する指標です。そのため、商品改定、資産運用、新規事業、大型投資等を検討する際には、「リスク量が増えすぎないか」「マージンを使いすぎないか」という視点を踏まえ、リスクと資本のバランスを確認してまいります。

また、ESR水準に加え、所要資本の内訳、主なリスク要因、感応度やストレス時の影響を把握し、経営管理に活用してまいります。

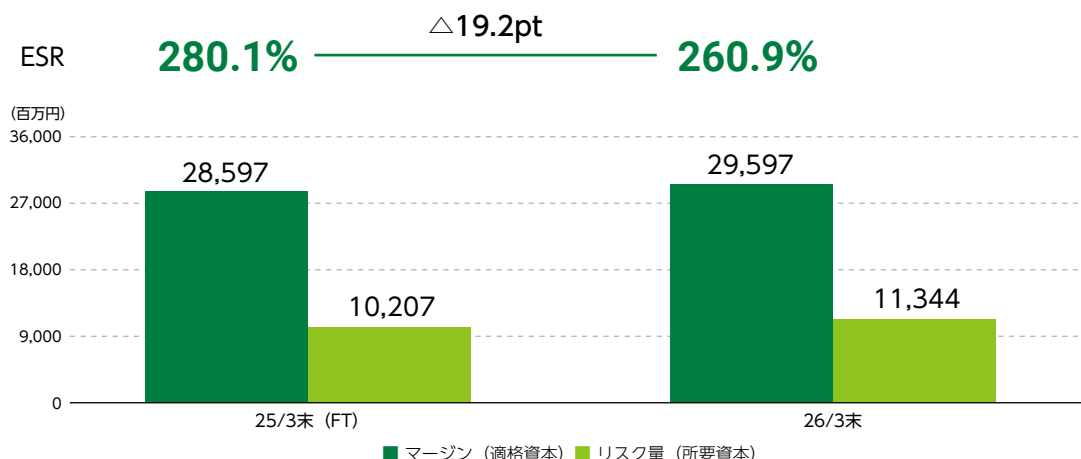
■ESRの状況

【単体ESRとマージン・リスク量の推移】

2026年3月末の当社単体ESRは**260.9%**となり、フィールド・テスト^(※)で算出した2025年3月末対比では19.2pt低下したものの、適格資本は増加しました。

早期是正措置の発動基準である100%を大きく上回る水準となっています。

(※) フィールド・テスト：ESR導入に向け、各保険会社が、試行的に経済価値ベースの保険負債等を計算することで、各保険会社の対応状況を把握するとともに、その過程で抽出された実務上の問題点等を導入に向けた検討に活かしていくために実施されるものです。



【旧SMRからESRへ、より実態に即した健全性評価へ】

旧SMRIは、通常の予測を超えるリスクに対する支払余力を確認する行政監督上の指標として用いられてきました。一方で、旧制度では、保険種類ごとのリスク特性や事業モデルの違いが必ずしも十分に反映されない面があり、当社のようなペット保険を主力とする保険会社においては、実際のリスク管理状況に比して保守的に表示される側面がありました。

新たに導入された経済価値ベースのソルベンシー規制では、資産・負債を経済価値ベースで評価し、保険リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスク等をより実態に即して把握します。これにより、保険会社のリスクと資本余力の関係を、従来よりも多面的かつ精緻に確認することが可能となります。

当社では、新制度に基づくESRを通じて、リスク実態に即した資本十分性を把握し、健全性の確保と持続的な成長の両立を図ってまいります。

【ESRを活用した健全性管理】

当社は、ペット保険を主力とする事業特性上、長期の金利リスクを大きく抱える生命保険会社とはリスク構造が異なり、金利等の資産運用関連リスクに対するESRの感応度は相対的に限定的です。

このため、保険リスク、市場リスク（株式・金利・為替等）等を適切に把握し、必要な資本余力を確保することが重要であると認識しています。当社では、単体ESRについて240%を管理目標として設定し、監督上の基準である100%を十分に上回る健全性を確保しながら、成長投資等とのバランスを踏まえた資本政策を推進しています。

今後も、ESRの状況を継続的にモニタリングし、財務健全性と資本効率の両立を図ってまいります。

6 リスク管理

【個別リスク】

当社では、主要なリスクを以下のとおり分類・定義し、管理する体制としています。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

保険金支払リスク

保険事故の受付から保険金をお支払いするまでの一連のプロセスにおける業務上のミス等により、お客様に対して適正に保険金のお支払いができないリスクをいいます。

資産運用リスク

株価や金利水準等の変動により、保有資産に評価損が生じる、並びに、保有する公社債等の発行者が債務を履行できなくなり、その元本及び利息等の支払いが滞るリスクをいいます。

事務リスク

役職員等が正確な事務を怠る、又は事故・不正を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

当社の資金ポジションが悪化し、通常よりも著しく高いコストでの資金調達又は著しく低い価格での資産売却を余儀なくされるリスクをいいます。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備等に伴い、お客様や当社が損失を被るリスク及び、コンピュータが不正に使用されることによりお客様や当社が損失を被るリスクをいいます。

法務リスク

各種法令等を遵守しないことにより損失を被る、又は、法令紛争の発生により損失等を被るリスクをいいます。

募集コンプライアンスリスク

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の趣旨、及び日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を遵守しないこと等により損失を被るリスクをいいます。

人的リスク

当社役職員の問題行動（不祥事及び情報漏えい等）や不適切な就労環境に起因する訴訟の提起等により、お客様からの信頼や社会的信用を失い、損失を被るリスクをいいます。

風評リスク

噂、憶測、評判などのあいまいな情報や、何らかの事象等の発生に伴う誤解、誤認、誇大解釈などによって、直接的又は間接的に不利益を被るリスクをいいます。

災害・事故・犯罪リスク

地震・風水害・異常気象・伝染病等の災害、大規模停電等の事故、脅迫・反社会的勢力の介入・データ盗難・役職員の誘拐等の犯罪により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるようなリスクをいいます。

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページで公表しています。

個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店および当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

※本個人情報保護方針（プライバシーポリシー）における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報）を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

当社は、利用目的を公表または通知をし（本方針による公表を含む）、また、直接ご本人から契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合は予め利用目的を明示し、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、試験・研修の実施や、苦情および相談への対応、個人データを損害保険会社等が共同利用する制度の運営等により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的ならびに以下「7. グループ会社・提携先企業との共同利用について」および「8. 情報交換制度等について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ご本人にとって明確になるよう努め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

なお、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、ホームページ等に公表します。

(1) 個人情報の利用目的について

①お客様に関する個人情報

ア 損害保険業

- ・保険契約に係る引受審査、引受、履行および管理
- ・保険金・給付金・協力金などの適正な支払い
- ・再保険契約の締結、通知および再保険金の請求

イ 取扱商品・サービスに関して

- ・当社が扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- ・当社が行う資産運用に関連したサービスの案内、提供および管理

ウ その他

- ・当社業務に関する情報提供・運営管理
- ・当社または当社代理店、グループ各社・提携先企業等が扱う各種商品・サービスに関する情報の案内・提供
- ・各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内や実施にかかる対応、各種情報の提供
- ・市場調査、データ分析およびアンケートの実施等による当社およびグループ各社の新たな商品・サービスの研究、開発、案内
- ・他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- ・問い合わせ・ご依頼等への対応
- ・債権の回収

②採用活動応募者様に関する個人情報

- ・採用受付・連絡・採用選考・情報提供・その他必要な手続き

7 個人情報の保護

- ③インターンシップ、実習応募者様に関する個人情報
 - ・応募者管理・連絡・情報提供・その他必要な手続き
- ④お取引先様（法人の場合にはその役職員を含む）に関する個人情報

ア 各業務において

- ・業務上必要なご連絡・契約の履行・商談実施のため
- ・販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- ・ペット保険取扱医療機関（動物病院）の新設・維持管理
- ・問い合わせ・ご依頼等への対応

イ 当社委託先の場合

- ・委託先管理・法令遵守の管理のため

(2) お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、以下の通りです。

- ア 名前（商号および屋号を含む）・住所・性別・生年月日・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・SNSのアカウント情報
- イ 職業・勤務先・健康状態・金融機関情報
- ウ どうぶつ情報・どうぶつの疾患情報・どうぶつの通院情報・カルテおよび診療明細記載情報・他社のペット保険加入情報
- エ 保険金や給付金等の支払状況
- オ 被害者情報・被害者の傷病診断書・通院情報・収入を証明する書類等
- カ 当社が取得した書面など（申込書・契約書・告知書や問診票、金融機関が発行する書類等）に記載または提供された情報
- キ サービス実施に伴い、当社が付与したID番号
- ク 募集人情報（受験番号・合格情報）
- ケ 扶養者情報・職業・学歴および勤務歴・保有資格情報

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
（以下「7. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
 - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
（以下「8. 情報交換制度等について」をご覧ください。）
 - ・当該第三者が学術研究機関等であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要がある場合（当該個人データを取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合を除く）
- (2) 当社は、広告関連事業者に対して、個人データを第三者提供（※）することがあります。第三者提供の目的は、広告関連事業者が管理する広告識別子等およびその他の個人データまたは個人関連情報と突合・分析することで、よりお客様にカスタマイズしたインターネット広告配信を実施するためです。

※当社サイトで第三者提供について同意いただいた場合。

広告関連事業者に提供する個人データの詳細については、以下の【広告関連事業者と提供データ一覧】をご覧ください。

<https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/admedia/>

- (3) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供先から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人関連情報の第三者への提供

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることの確認をしないで、当該情報を提供しません。

- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険の募集、損害調査にかかる業務
- (2) 保険業務の事務処理にかかる業務
- (3) システムの開発・運用・保守にかかる業務

6. 外国にある第三者への提供

(1) データ入力への委託

当社は、基準に適合する体制を整備した以下の事業者へデータ入力を委託しています。

①外国の名称

ベトナム社会主義共和国

②当該外国における個人情報の保護に関する制度

同国における個人情報保護に関する制度は、こちら（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/vietnam_report.pdf）に記載されておりますので、ご確認ください。

③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

個人情報の取扱いについて規定した機密保持契約を締結しております。

日本国内業者同等の情報セキュリティマネジメントシステムを取得の上、日本国内法人により、継続的に監査を実施しています。

同国における取扱いに支障が生じた場合、データは日本国内サーバで保管しており、提供を直ちに停止することが可能な体制が整備されています。

(2) ツール利用

当社は、アメリカ合衆国にサーバを保有する企業の経費精算ツールを導入しております。アメリカ合衆国においては、連邦法として包括的な個人情報保護法はありませんが、個人情報を保管しているアメリカ合衆国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施いたします。また、お客様からの開示請求等がなされた場合、情報提供が可能な体制を整えております。

7. グループ会社・提携先企業との共同利用について

当社は、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

(1) 個人データの項目

- ①当社の事業実施にあたり取得した名前（商号および屋号を含む）・住所・性別・生年月日・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・どうぶつ情報、SNSのアカウント情報およびサービス実施に伴い当社が付与したID番号
- ②アニコム ホールディングス株式会社の株主の氏名・住所・当社株式の保有状況等
- ③その他グループ各社の事業実施にあたり取得した名前（商号および屋号を含む）、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他書類等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容、保健医療に関する情報、どうぶつ情報、どうぶつにかかわる各検査実施状況および結果、カルテ等に記載された診療情報、SNSのアカウント情報、サービス実施に伴い付与したID番号
- ④その他グループ各社の商品購入履歴に関する情報、Webサービスサイト上の入力フォームに記載された項目
- ⑤グループ各社の採用その他の活動への応募情報

(2) 共同利用者の範囲

アニコムグループ各社・提携先企業

※グループ会社・提携先企業については、以下「18. 会社一覧」をご覧ください。

(3) 共同利用の目的

- ・当社および共同利用するグループ各社が個人情報保護方針（プライバシーポリシー）において公表する利用目的に同じ

(4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社が管理する者とし、各会社代表者を管理者とします。

8. 情報交換制度等について

(1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(2) 当社は、損害保険代理店の委託および監督のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の制度において共同利用します。

①代理店廃止等情報制度（2013年11月末日までに取得した個人データを対象とします）

②合格者情報等の取扱い

③代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い

④募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、当社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します。（2013年12月1日以降に取得した個人データを対象とします。）

9. Cookie等の識別子に紐付けされた情報の取得・利用・提供

当社サイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類似する技術（以下「Cookie等」といいます）を利用して、お客様の情報を保存・利用しています。Cookieとは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。

詳細については以下の【インターネットにおける情報収集に関するポリシー】をご覧ください。

<https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/cookiepolicy/>

10. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合

(6) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(8) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得し、利用し、または第三者提供する場合

(9) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

11. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「どうぶつ健康保険証」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

12. 保有個人データの開示請求等

当社は、お客様からご本人に関する保有個人データ利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加・利用の停止および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

利用目的の通知請求および開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/privacypolicy_req

13. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を以下において公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

<https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/tokumei/>

14. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、以下において公表します。

<https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/tokumei/>

15. 個人データの安全管理措置に関する事項

当社では、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために以下の措置を講じています。

【個人データの取扱いに関わる規程の整備】

- 個人データの適正な取扱いを確保し、質問および苦情処理の窓口をお知らせするために、本方針を定めています。
- 個人データの取扱い方法・担当者・責任者およびその任務等について取扱規程を策定しています。

【組織的安全管理措置】

- 個人データの取扱いに関する責任者を設置しています。
- 法や社内規程に違反している事実を把握した場合の個人情報等管理責任者への報告連絡体制を整備しています。
- 個人データの取扱状況について、定期的に社内点検を実施するとともに、監査を実施しています。

【人的安全管理措置】

- 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- 個人データの取扱いに関する留意事項について、社内研修を実施しています。

7 個人情報の保護

【物理的安全管理措置】

- 個人データを取扱う区域において、社員の入退室管理を行っています。
- 権限を有しないものによる個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- 個人データを取扱う機器・電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、持ち運びに際しては容易に個人データが判明しないような措置を実施しています。

【技術的安全管理措置】

- アクセス制限を実施し、アクセス可能者および取扱う個人情報データベースの範囲を限定しています。
- 情報システムについて、外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入しています。

【外的環境の把握】

個人データを取扱う国における個人情報の保護の制度を把握したうえで安全管理措置を実施しています。

16. お問い合わせ窓口（苦情受付）

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情やご相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、以下までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

あんしんサービスセンター：0800-888-8256

受付時間：平日 9：30～17：30 / 土日・祝日 9：30～15：30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

17. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp>

18. 会社一覧

「7. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、アニコムグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

(1) グループ会社

当社が個人データを共同して利用するグループ会社の範囲は、以下のホームページをご参照ください。

※本方針においては、海外子会社を除きます。

グループ会社一覧（アニコム ホールディングス株式会社ホームページ）

<https://www.anicom.co.jp/company/outline/>

(2) 提携先企業

当社が個人データを共同して利用する提携先企業は、以下のホームページをご参照ください。

提携先企業一覧

<https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/partnership/>

19. 特定個人情報について

当社において、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報保護基本方針」を定めています。

特定個人情報等は、法により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

また、法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

2024年 8月23日 改定

アニコム損害保険株式会社

■特定個人情報保護基本方針

当社は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むため本基本方針を定めます。

特定個人情報保護基本方針

1. 事業者の名称

アニコム損害保険株式会社

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、番号法をはじめとする特定個人情報等保護に関する日本の法令、国が定める指針その他の関連規範（ガイドライン等）を遵守します。

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損を防止するため、社内規程を定め、合理的で適正な安全対策を講じます。

4. 特定個人情報等の適切な管理

当社は、特定個人情報等の責任者を置き、定期的な点検を実施し、特定個人情報等の適切な管理に努めます。

5. 苦情及びご相談の窓口

当社の特定個人情報等の取り扱いに関する苦情及びご相談につきましては、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 コンプライアンス推進部

電話番号：03-5348-3777

受付時間：9：30～18：00（土日祝祭日及び年末年始を除く）

アニコム損害保険株式会社

8 利益相反取引の管理

■利益相反管理基本方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するために「グループ利益相反管理基本方針」を定めています。

また、利益相反管理統括部門をコンプライアンス推進部と定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括しています。

「グループ利益相反管理基本方針」の概要

1. 管理対象会社

利益相反管理対象会社は、金融商品取引法の定めに基づきアニコム ホールディングス株式会社が開示する有価証券報告書において、連結子会社（以下、「当社グループ会社」という）及び持分法適用会社として記載されている会社とする。（以下、対象となる会社を合わせて「管理対象会社」という）

2. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」は、管理対象会社が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引であり、以下に掲げるものとする。

なお、本方針における「お客様」とは、当社グループ会社の行う業務に関して、既に取り関係にあるお客様、取引関係に入る可能性のあるお客様又は過去に取引を行ったお客様のうち、現在も法的権限を有しているお客様をいう。

- (1) お客様の利益と当社グループ会社の利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と他のお客様の利益とが相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループ会社が保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法第17条に基づき、当社プライバシーポリシーにあらかじめ特定された利用目的に係る取引を除く）
- (4) 管理対象会社間において利益が相反するおそれのある取引
- (5) 前4号に掲げるもののほか、管理対象会社のお客様の利益の保護の観点から特に管理を必要とする取引又はその他の行為

3. 管理対象取引の特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定する。

4. 管理対象取引の管理方法

当社は「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該お客様の保護を適正に確保する（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも以下の措置が取られるとは限らない）。なお、1つの「利益相反のおそれのある取引」に対応して、複数の管理方法が選択できるものとする。

- (1) 部門の分離（情報共有先の制限）
管理対象取引を行う部門と管理対象取引に係るお客様との取引を行う部門を分離し、適切な情報遮断措置を講じる方法
- (2) 取引条件又は方法の変更
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 一方の取引の中止
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引を中止する方法
- (4) 利益相反事実のお客様への開示等
管理対象取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、管理対象取引に係るお客様に適切に開示する方法（但し、当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限る）
- (5) その他
以上（1）から（4）に掲げるもののほか、当社がお客様の利益の保護の観点から必要かつ適切と認める方法

5. 管理対象取引の管理体制

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の集約、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施する。

また、本方針を踏まえた利益相反管理態勢の検証及び改善並びに利益相反管理に関する役職員教育・研修を行う。

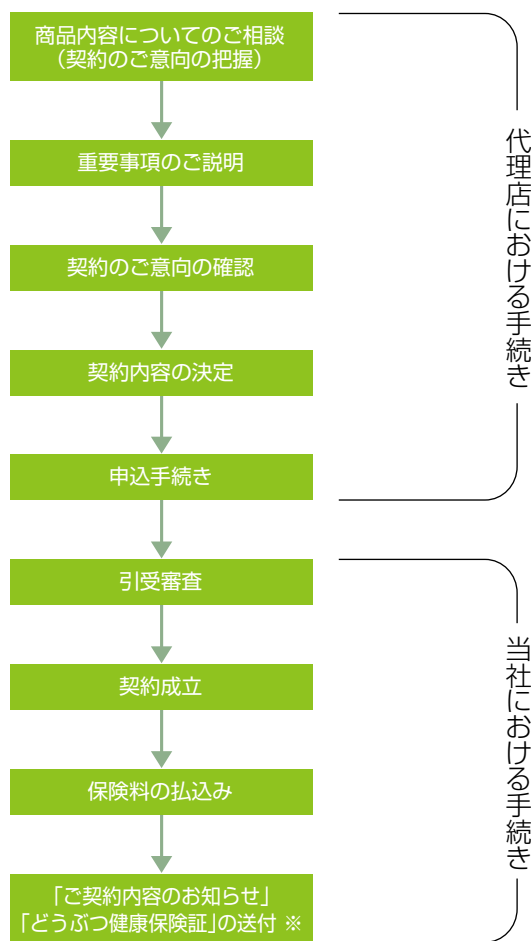
(1) ご契約のしくみ

① ご契約の手続き

当社は保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採用しています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で原則として以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ホームページ上のマイページから、お客様ご自身により、Web保険証券を閲覧・ダウンロードできます。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

クーリングオフについて定める保険業法では、保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの対象とされていませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象としています。

この場合、お客様がご契約をお申込みいただいた日又は締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば契約申込みの撤回等を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容及びご意向の確認

「契約についてのご意向確認」

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのタブレットやパソコン、お客様のパソコンからWebサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申込みいただけます。いずれの場合もお申込手続きの際に、申込書あるいはWebサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についてのご意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかをご確認をお願いしています。

● 普通保険約款・特約

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との「約束ごと」ですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認のうえ、お申込みいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などをご覧ください。当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

9 募集制度

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険のご提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結の代理又は媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき財務局に代理店登録を行うことが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき財務局に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することを要件としています。

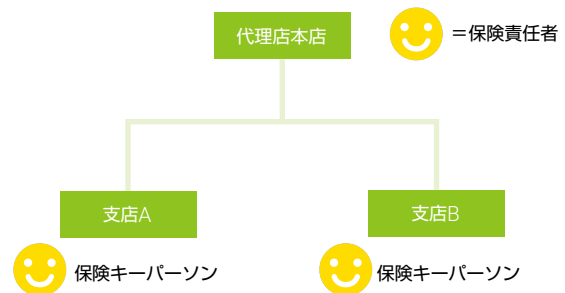
③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2026年3月末時点での代理店数は1,736社（店舗数にして11,052店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選任し、保険責任者は保険会社との窓口として活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗毎の責任者として保険キーパーソンを選任し、保険募集における責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、2008年6月より「損害保険募集人試験」と「保険商品教育制度」を運営していましたが、2011年10月、両制度が「損害保険募集人一般試験」として統合されるとともに、損害保険業界の自主ルールとして、「損害保険募集人一般試験」の合格を代理店登録、募集人届出の要件とすることが定められました。当社では業界自主ルール制定以前から保険募集を行う際の必須要件としておりましたが、引き続き「損害保険募集人一般試験」の合格と、5年毎の更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図ってまいります。

また、当社ではペット保険の商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識のチェックテストを毎年行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

アニコムグループは、「常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出すマーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識した経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努める」ことを経営方針に掲げ、全役職員一丸となり、その実現に向けまい進しています。

当社は、このグループ経営方針に基づき、お客様本位の業務運営をさらに徹底すべく、本方針を定めます。

1. お客様の声を経営に活かす取り組み

当社は、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かし、お客様との末永い信頼関係を構築するために、アフターフォロー体制や事務体制の整備を含む業務運営の質の向上に取り組めます。

【主な取り組み】

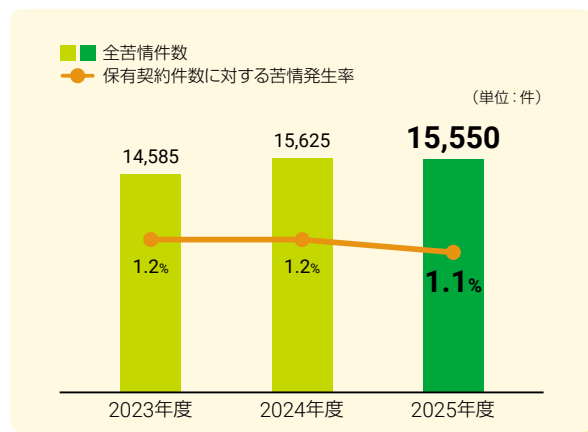
- (1) 『「お客様の声」への取り組み方針』を定め、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かすこととしています。お客様の声を経営に活かすため、「お客様からの苦情」は、経営層への報告と全社的な情報共有を行い、迅速な対応に努めています。
- (2) 様々なお客様から、苦情・ご意見等をお伺いするため、以下の窓口を設置しています。
 - ・お電話にて、お客様からの苦情・ご意見等をお伺いする専用窓口として、「お客様相談センター」を設けています。
 - ・ホームページにお客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォーム（メール・チャット）を設置し、ご照会にお答えしています。
- (3) お客様からの苦情・ご意見の受付状況、これに対する取り組み状況や分析結果を経営会議に報告し、経営に反映しています。

<2025年度の取り組み状況>

お客様の声を反映した商品・サービスの提供を目的として、全4回の委員会を開催し、検討結果および各種改善事項の進捗を、苦情の受付状況とあわせて経営層へ報告いたしました。また、お客様からいただいた声は、全社に情報を共有し、主要部門においてはお客様の声をもとにした改善取組計画を策定のうえ、サービス改善や商品開発等の業務品質の向上に努めました。

※取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値

- ①全苦情件数
- ②保有契約件数に対する苦情発生率



2. お客様にふさわしい商品・サービスの提供

当社は、お客様の状況やご意向を踏まえ、お客様本位の適正な保険商品の提案を行い、お客様に価値を感じていただける商品やサービスを提供できるよう努めています。

【主な取り組み】

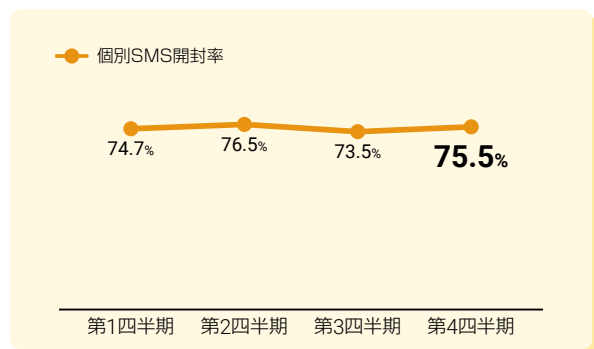
- (1) お客様のニーズに合った保険商品にご加入いただくために、申込み時に「ご契約のご意向確認」を実施しています。
- (2) お客様のお申込み手続きのご負担を軽減し、迅速にご契約が成立するよう、ペットショップ代理店等においてタブレット端末によるお手続きを導入しています。
- (3) ペットを家族の一員と認識するお客様の増加により、ペット医療への関心が高まっている環境変化を踏まえ、お客様とペットが安心して治療を受けることができるよう、お客様のニーズに合わせてお選びいただける各種商品プランを提供しています。

<2025年度の取り組み状況>

当社コールセンターにお問い合わせいただいたお客様に対し、ご希望に応じて保険料表やお見積り・お申込みURL、ご契約者専用マイページのログインページURL等をSMS（ショートメッセージサービス）にて個別に配信するサービスを開始いたしました。今後も、お客様を取り巻く環境や各種ガイドライン等を踏まえながら、お客様が迷うことなく必要な情報へアクセスし、各種お手続きをより円滑に進めていただける環境整備に努めております。

10 お客様本位の業務運営方針

※取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値
個別SMS開封率



※対象となるSMS配信実績に基づき算出

3. わかりやすい情報の提供

当社は、保険商品の内容や保険料、保険金の支払条件等の重要な情報をお客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい情報提供に取り組んでいます。

【主な取り組み】

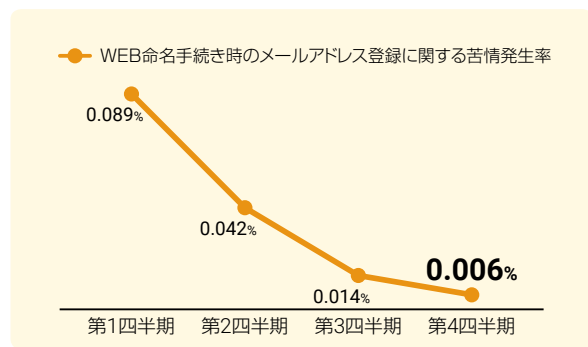
- (1) 保険商品に関する重要な情報を正しくご理解いただくために、「重要事項説明書」による説明を行っています。また、パンフレット等において年齢別、犬種別等の保険料を明示しています。
- (2) お客様がインターネットを通じてお申込みをされる際に、保険商品の内容を正しくご理解いただくために、見やすくわかりやすい画面構成・ご案内に努めています。

<2025年度の取り組み状況>

お客様にとってわかりやすくご利用いただきやすい手続き環境の整備を目的として、Webからの命名手続きサイト（どうぶつのお名前登録）におけるメールアドレス登録画面の見直しを実施いたしました。従来は、「PC用メールアドレス」と「携帯用メールアドレス」の入力欄を分けて設けておりましたが、お客様からの声を踏まえ、入力欄を一本化することで、利用端末を問わず迷うことなくご入力いただける仕様へ改善しております。

※取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値

Web命名手続き時のメールアドレス登録に関する苦情発生率



※2025年10月に仕様変更

4. 迅速かつ適切な保険金のお支払い

当社は、保険金支払いの迅速性および適切性を確保し、さらなる利便性を追求することで、お客様の満足と信頼を得るよう努めています。

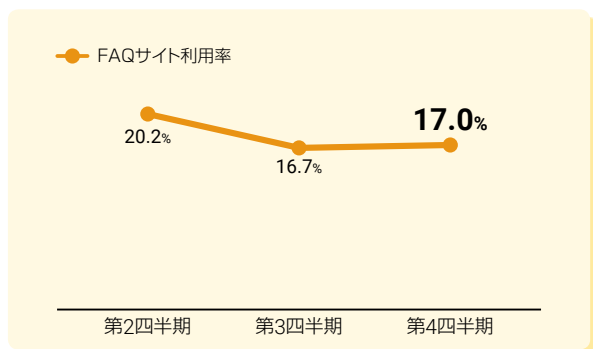
【主な取り組み】

- (1) お客様の利便性を向上させるために、動物病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示すれば自己負担分を支払うだけで済む病院（どうぶつ健保対応病院）の拡大に取り組み、使いやすい保険を目指しています。また、オンライン上での保険金請求の仕組みを構築する等、より簡便に保険を利用いただけるよう取り組んでいます。
- (2) 保険金の支払状況や、保険金支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の分析結果を経営会議に報告し、常に適正な保険金の支払いが実行されるよう取り組んでいます。

<2025年度の取り組み状況>

対応動物病院からの保険金請求に関するお問い合わせの利便性向上を目的として、対応動物病院向けFAQサイトを公開いたしました。保険金請求に関する情報へ迅速にアクセスいただける環境を整備することで、対応動物病院における手続きの円滑化および業務負担の軽減を図り、迅速かつ適切な保険金のお支払いの実現に努めております。

※取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値
FAQサイト利用率



※対応動物病院からの保険金請求関連のお問い合わせ件数に対する、FAQサイト利用件数の割合
※本サイトは2025年8月に公開

5. 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益を不当に害することなく適切に業務を遂行するために、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理しています。

【主な取り組み】

- (1) 利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とした「利益相反管理規程」を策定の上、利益相反管理統括部門および利益相反管理統括責任者を設置し、お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に管理する体制を構築しています。
- (2) 利益相反のおそれのある取引が発現した場合、管理対象取引に係る部門間の情報遮断や対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更等、必要に応じた措置を適宜選択し、お客様の保護に努めています。

<2025年度の取り組み状況>

アームズレングスルール（グループ会社等との間で、通常の条件と著しく異なるような条件での資産の売買等の取引をしてはならないこと）に違反している取引がないか、年次点検を実施いたしました。

<取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値>
設定なし

6. お客様本位の業務運営に向けた取り組み

当社は、お客様との末永い信頼関係を構築していくために、研修体系の整備や人事評価制度への反映等を通じて、全役職員にお客様本位の業務運営を徹底してまいります。

【主な取り組み】

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス・リスク管理リーダー会議を四半期毎に開催し、コンプライアンスへの意識を醸成しています。また、お客様本位の業務運営の意識を強化するために、全役職員が半期毎にコンプライアンスと顧客満足に係る項目への目標を掲げ、日々の業務を遂行しています。
- (2) 各部門が策定する部門年度計画の中にコンプライアンス・プログラムに基づく重点施策を設定し、お客様本位の業務運営を行ってまいります。

<2025年度の取り組み状況>

全社員を対象に、コンプライアンスに関するテストの出題、業務連絡の発信、研修を実施しました。

<取り組みの定着度合いを評価する指標及び数値>

コンプライアンスに関するテストの出題、業務連絡の発信、研修の回数
2025年度：合計36回

11 「お客様の声」への対応

(1) 「お客様の声」への取り組み方針

■基本方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見をはじめ、各種のご相談を「お客様の声」として真摯に受け止め、サービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かしていくことで、お客様から真に信頼していただける保険会社を目指します。

また、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にするとともに、ご不満の解消と速やかな改善に努めます。

■「お客様の声」に対する取組み

1. 「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持ち、お客様の立場に立って対応いたします。
2. お客様からの苦情への対応は、すべての部門で最優先事項として、迅速かつ誠実に取り組みます。
3. 苦情の原因を、お客様の立場で思考・分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発や業務品質の向上に活かしていきます。
4. 当社ホームページにおいて、これまでいただいた「お客様の声」を公開しています。

(2) ご意見・ご要望をお伺いする体制

■あんしんサービスセンター

本社、北海道支店、東北支店、中部支店、近畿支店、中四国支店、高知オフィス、九州支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

■お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をお伺いする窓口として、「お客様相談センター」を設置し、専用回線を設けています。

■ホームページ

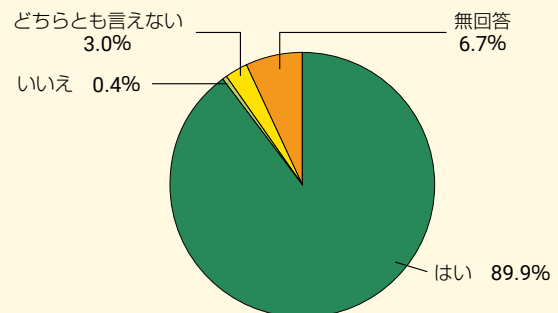
お客様から直接お問い合わせいただけるフォーム（メール・チャット）をご用意し、ご照会にお答えしています。

■顧客満足度アンケート

保険業務の品質向上に取り組み、お客様になお一層の安心とご満足をいただける商品・サービスをご提供するため、保険のご契約に関するアンケートを実施しています。ペットショップおよびブリーダー（動物取扱業者）で犬、猫等

を迎えると同時にペット保険をご契約いただいた方のうち、当社のホームページを通じてペットのお名前を登録された方を対象としており、2025年度は、85,070名の方からご回答をいただきました。ご契約時の代理店の説明や態度等に関する質問にご回答いただき、満足度の低い代理店への指導・教育や、その他の業務の改善に活かしており、今後も継続的にアンケートを行い、顧客満足度を高めていきたいと考えています。

代理店から契約内容について十分な説明がありましたか？



(3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望の管理・対応体制

①「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口へ寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、カスタマーリレーション部において一元管理を行っています。

②「お客様の声」を経営に活かす体制

カスタマーリレーション部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について内容や原因等を分析し、経営会議を通じて業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況についても、四半期毎に経営会議へ報告し、検証しています。

③お客様への情報開示体制

ホームページ上で、四半期ごとに苦情の受付状況や概要、「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例を開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めていきます。

(4)「お客様の声（苦情のみ）」の受付状況（2025年4月～2026年3月）

（単位：件）

「お客様の声」 区分	代表的な事例	件数				
		25年 4月～6月	25年 7月～9月	25年 10月～12月	26年 1月～3月	合計
1 ご契約及び募集行為に関するもの	ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り、お引受制限等	1,762	1,635	1,391	1,269	6,057
2 ご契約の管理・決済等に関するもの	保険料の決済関連、保険証のお届け不備等	1,518	1,234	1,018	910	4,680
3 保険金に関するもの	保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、お支払の遅延等	582	555	470	454	2,061
4 その他	いずれの区分にも該当しないもの	772	739	649	592	2,752
合計		4,634	4,163	3,528	3,225	15,550

(5)「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

■お客様の利便性・満足度の向上

事例

「特定傷病除外特約 不担保（補償対象外）検索サイト」新設

お客様の声

- 特定傷病除外特約の不担保内容がわかりにくい
- 特定傷病除外特約の内容について周知が不足している

改善事例

特定傷病除外特約の不担保内容を確認できる「特定傷病除外特約 不担保（補償対象外）検索サイト」を新設いたしました。ご契約者や対応医療機関様も、不担保内容を簡単にご確認いただけるようになりました。（2025年9月）

11 「お客様の声」への対応

(6) 2025年度に寄せられたお客様からの感謝の声

	内容	合計
1	保険があってよかった	940
2	接客対応がよかった	214
3	死亡解約時に届いたお花が嬉しかった	620
4	どうぶつ宛てにパスデーカードが届いて嬉しかった	153
5	その他	1,059
	合計	2,986

1. 保険があってよかった

●長い間大変お世話になりました。4月2日に〇〇が虹の橋を渡りました。2才から多々病気を発症して小さい身体で一生懸命頑張っている〇〇を私たちがしっかり見てあげることができましたのもひとえにアニコム様に加入していた安心感からと大変感謝しております。本当に長い間ありがとうございました。

●貴社と私たちは、ビジネス的には保険者と契約者ということになるのですが、家族にとってペット保険は保険を超える大切なものでした。ペット保険があるから安心して〇〇を病院に連れていけましたし、一緒に病氣と闘ってくれるお守りのような支えのような存在でした。

●我が家はハリネズミばかり飼っています。まだまだ、色々と治療法が確立されていない種ですが、時には壮絶な闘病生活を送る子、原因不明で突然虹の橋を渡った子と、この保険が家族になった子たちの短い生命の助けになっています。ありがとうございます。

●常に安心して病院に通えたのは「アニコムさんの安心」があったからです。病院の窓口でアニコム保険証を出すたびに「安心してください」「早く良くなってください」などの励ましをいただいているような気持ちになります。

●14年間、アニコムさんにはお世話になり、具合の悪いときには、お金のことをあまり気にせず、保険があることで安心して受診することができました。これは、言葉を使えない動物にとっても、すぐに診てもらえる安心感につながっていたと信じています。

●トイレトレーニングで悩んだり、アレルギーや角膜潰瘍になったり、夜間にチョコレートやブラシをかじったりとお医者さんのお世話になることが多かった、大切な一人娘。「アニコムさんに入っていて良かった！！」と毎回思っていました。

●アニコムさんのお陰で、〇〇を通院・入院させることにためらわず、最後までしっかりサポートすることができ、本当に感謝しております。11年というキラキラした期間は、特に腎臓病になってからはアニコムさんの支えがあったからこそ、笑顔で〇〇と共に歩めたと思っています。

●これまで大病を患うことはありませんでしたが、最後に〇〇君のためにできる限りの治療をしてあげることができたと思います。これも貴社の保険のおかげです。本当にありがとうございました。

●かかりつけの動物病院がアニコム損保対応であることと、6年前に初めて迎えたリチャードソンジリスに保険を掛けられなかったのが次にリチャードソンジリスを迎える時は必ず入ってあげたいと思っていました。エキゾチックアニマルの保険が充実しているので非常に助かります。

2. 接客対応がよかった

●オンラインでの申し込み途中でちゃんとできなくて困ってしまいましたが、電話で問い合わせができて、なおかつ電話のオペレーターの〇〇さんがとても丁寧に教えてくれて本当にありがたかったです。最近は電話での問い合わせできない場面も多く、アニコムさんは問い合わせ電話番号があり安心です。

●この度、愛犬〇〇が亡くなりました。翌日、アニコムさんに連絡したところ、対応してくださった方がお優しく私たちの気持ちに添ってくださり手続きをしていただきました。お誕生日カードも送付してしまったことを申し訳ないとお声がけしていただきました。

●長い間本当にお世話になりました。精神的に参っていたから話聞いてくれて良かった。悪いことしちゃったっていうのはわかってはいたけど、味方になってくれて気持ちが楽になった。本当に何回でもありがとうを伝えたい。

●色々お聞きしたいことがあったので、先に電話にてオペレーターの方とお話しさせていただきました。その方に大変丁寧なご説明をいただけただけお陰で、スムーズにしにあプランに加入を決められました。ありがとうございました。

●オペレーターさんが更新後の新しい保険証と今使っている保険証もわざわざ新しいものを発送してくださる、とのことで夫婦共々とても感激しました。これまで何回かお電話で問い合わせをしたことがありますが、毎回毎回とても素敵な対応で凄く嬉しく思っております。

●わからない時の電話対応も良く、助けていただきました。はじめてのペットが亡くなった時はなかなか説明情報が頭に入らず、電話でお伺いをしてしまいましたが、アニコム様の穏やかな対応に救われました。

●家族同然だった文鳥が5歳の誕生日直前に亡くなりアニコムに解約を申し入れた際、電話口のオペレーター様の対応に感激して再度入るならアニコム一択と思い亡くなった文鳥の冥福を祈りつつ新たな子を迎えました。

●〇〇の死と保険の解除のお電話を申し上げましたところ担当の〇〇様が心温まるお言葉と対応をしていただきました。本当に嬉しかったです。よろしくお伝えください。また、これまで優しく心のこもった対応してくださった社員の方々にも厚く御礼申し上げます。

3. 死亡解約時に届いたお花が嬉しかった

●先月まで保険に加入していましたが、〇〇が天国に旅立ったことで解約させていただきましたが、心温まるお手紙とお花をいただきありがとうございました。保険だけでなく飼い主とペットに寄り添っていただける素晴らしい会社だと思います。

●先代が旅立った際、深い悲しみの中で貴社からご丁寧な弔意を電話やお届けのものにて受け取らせていただきました。家族一同とても慰められ、アニコムさんで良かったと、次の仔も必ずアニコムさんで、思っておりました。

●〇〇の保険解約手続き完了のお知らせと同時に小さなお花の飾りを送っていただきありがとうございました。亡くなってからも細やかなアニコムさんの心遣いが本当に嬉しかったです。アニコムさんの保険に入っていて良かったです。これからも飼い主に寄り添ってくれる会社でいてください。

●先日、アニコムさんからお花が送られてきました。「心はいつもそばに。」この言葉がついたお花でした。毎日悔やんで、後悔ばかりしていますが、「心はいつもそばに。」この言葉のお陰で少し救われました。お花も飾らせていただいています。そんなことがすごく、すごく嬉しくて感謝の気持ちを伝えたいと思い、こちらにメールさせていただきました。

●我が子の旅立ちにより保険解約となりまして、この度は心温まるお葉書をいただきましてありがとうございました。可愛い小さなお花もいただきまして、亡くした子と同じ色をしたお花で涙が溢れてきました。温かいお心遣いに

感激し、メッセージをさせていただいた次第です。またの機会がございましたらどうぞ引き続き宜しくお願いいたします。

●昨年亡くなった先代の犬も、アニコム損保に加入していました。退会の連絡をしたら、契約終了確認書の葉書とは別に、お花（プリザーブドフラワー）を送っていただきました。16年を共にした愛犬を亡くし、悲しみに暮れていたところでしたが、とても温かな気持ちになりました。ありがとうございました。今も大切に飾ってあります。今回新しく迎えた犬も、アニコム損保に入ろうと決めています。今後よろしくお願いいたします。

●〇〇のイメージカラーの黄色のお花で、本当に嬉しかったです。嬉しくて涙が止まりませんでした。早速写真の前に飾らせてもらいました。〇〇が亡くなってからまだまだ気持ちは癒えないですが、心遣いに感謝しています。

●この度は、〇〇へのお花と、私たちへの温かなメッセージを頂戴し、心より御礼申し上げます。〇〇がもうここにいなくなったことを届け出るのはとてもとてもとても辛いことでした。でも、アニコムさんからお気持ちを届けていただき、〇〇と私たちのことを、どうぶつさんと家族のことを、こんなにも大事に思ってくださっているのかと思うと、大変嬉しくて涙が止まりませんでした。本当に本当にありがとうございました。

●昨日、可愛いお花が届きました。突然の思いがけない愛猫〇〇へのお花のプレゼント。まだまだ寂しさでいっぱい家族の心も、とても温かく優しく包まれました。届いてすぐに、〇〇くんの祭壇に飾らせていただきました。本当にありがとうございました。

4. どうぶつ宛てにバースデーカードが届いて嬉しかった

●もうすぐうちのハムスターの〇〇が1年の誕生日を迎えます。なんと我が家にとっても可愛いハガキが届きました。そのハガキは貴方様からです。そしてテーブルにケーキが置いておりそれを沢山の動物が囲んでいて、なんと！〇〇の席がちゃんと空いているではありませんか！そんな可愛いイラスト付きのハガキ…私は感動で涙が止まりませんでした…本当にありがとうございます。

●毎年貴社から〇〇の誕生日に送っていただいた、かわいいバースデーカードが届くのが待ち遠しく、また励まされ、〇〇に「今年も元気に過ごそうね」と話しかけていました。いただいたカードは、今でも彼女の写真と一緒に飾らせていただいています。

11 「お客様の声」への対応

●誕生日の時もバースデーカードをお贈りいただきまして真心を感じ入ったところです。保険は「もの」だと思っていましたが「こころ」なんだと感じさせられました。アニコム損保でよかったと思いました。

●バースデーカードをいただいております。「○○ちゃんがこの一年、幸せでありますように」という一文が書いてあって本当に心に響きます。お礼を言おうと思いつつのびのびになっておりました。いつも目に届くキッチンに貼っております。本当にありがとうございました。

●バースデーカードについて、最近通院が続き不安だったが、とてもうれしく、心強い。

●毎年送っていただいた可愛いバースデーカード、20歳のバースデーカードは特別に大切な宝物になりました。

●毎年、とても可愛いバースデーカードを送ってくださり、ありがとうございました。1枚ずつ増えていくのがとても楽しみでした。全部大切に保管しています。

5. その他

●腸内フローラ測定など、とてもサービスが良かったので、今年8歳になる猫も加入しようと思いました。感動しました。

●万博で我が子の○○をご紹介いただける旨のご連絡をいただきまして、本当にありがとうございます。世界えがお博覧会にも参加させていただき、とても素敵な企画を開催して下さり、大変有り難く、新たな貴重な思い出になりますことを心より感謝申し上げます。

●気のせいだと思いたい気持ちが強くて不安だったのですが、LINEで相談にのってもらったことによってあらゆる可能性と向き合うことができ、早めの受診も決断できたので助かりました。

●腸内フローラの結果にも毎回一喜一憂しますが、与えるご飯の種類やおやつなど長生きしてもらう為の健康指針の目安の一つになっています。

●先日の敬老の日のホームページで「長寿犬」や「長寿猫」などの大先輩の方々の写真を見せていただきました。ますます元気が出ました。

●○○が生前に応募していたアニコムさんと富士フイルムさん共催の写真展が先月福岡で開催されたので見に行ってきました。どのどうぶつさんたちも、ご家族からたくさん

の愛情を注がれているのが伝わる表情をしていて、温かく穏やかな気持ちになりました。このような素敵なイベントを開催して下さり、本当にありがとうございます。

●いつも楽しい企画をありがとうございます。川柳とか考えるのは頭の体操にもなります。

●以前、迷子になって、ペット探偵にお願いしたが、見つかった。その際は、ありがとう。

●病院での精算も簡単で、この度のお迎えにあたり、アニコムさんの保険が扱われていることが選択肢の一つでした。色んなサービスを楽しみにしながら今後も利用させていただきたいと思います。

●メールマガジン等の楽しいシステムがあって、ワンちゃんを大切にしている雰囲気が伝わってくるのでこれからも楽しみに読ませてもらう。

●今年もご長寿No.1のお祝いをありがとうございました。素敵なトロフィーもお送りくださりまして感謝申し上げます。三年連続のトロフィーも大切に飾ってあります。皆様のお心遣いに嬉しい気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

※寄せられたお客様からの感謝の声は、個人情報等を一部加工のうえ、原則として原文のまま紹介しています。

(7) 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

お客様が当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

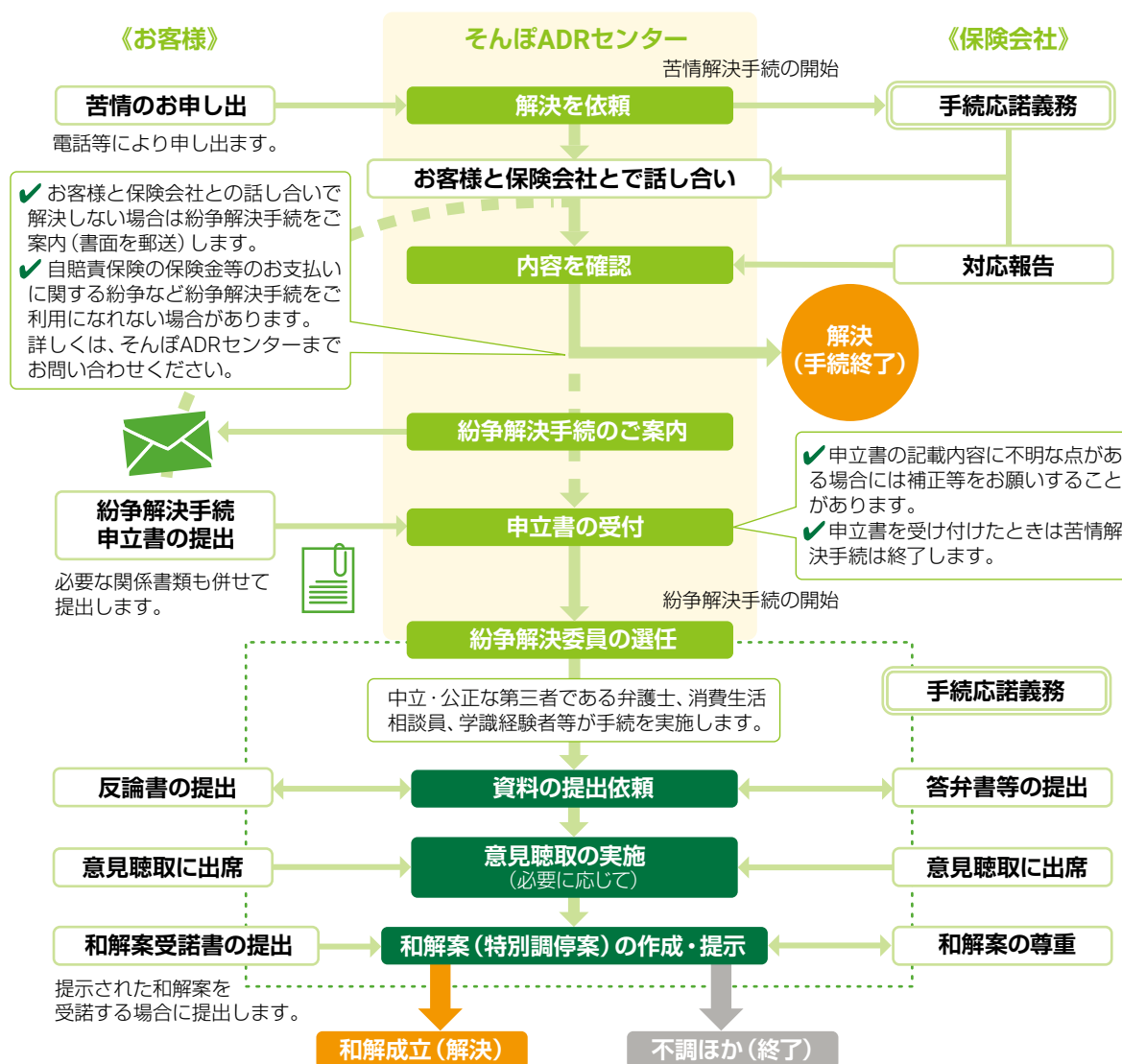
電話番号(全国共通) 03-4332-5241

受付時間 月～金曜日 9:15～17:00(土日祝日・年末年始を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/location/index.html>)

■ 苦情解決手続及び紛争解決手続の主な流れ ※標準的な手続の進行例です。





Ⅱ 業務について

1. 保険のしくみ	52
2. 約款	52
3. 取扱商品	53
4. 保険金のお支払い	55
5. 各種サービス	58

1 保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受け取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その代価として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

(3) 保険料率

保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

お支払いいただく保険料の算出根拠となる純保険料率は、当社が合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

(4) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時ににお支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法をご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

2 約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者・被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば、保険会社の保険金支払義務や、ご契約者等の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前及び締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明及び契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）を作成しています。

また、当社は、「契約についての意向確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店又は当社への連絡が必要です。ご連絡が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②「どうぶつ健康保険証」等の確認

事故が起きたとき既に保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れたりすることのないように、「どうぶつ健康保険証」等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをおすすめしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関するご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

(1) 販売商品の一覧

① ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

ご家庭等で飼養されている所定年齢以下の指定の動物種を対象としています。（「モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ、チンチラ、ヘビ」につきましては、継続契約のみをご契約対象としています）

保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

ふぁみりい
どうぶつ健保

- ・窓口精算対応

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット		
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	70%	50%
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

② ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬、猫」をご購入されると同時にペットショップ等の動物取扱業者でご契約いただける商品です。

保険期間は1年、保険期間の初日から1ヶ月は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11ヶ月は保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

これは、どうぶつが生後間もない時期は、病気等にかかりやすいことに対応したものです。

べいびい
どうぶつ健保

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	1ヶ月目	2ヶ月目～12ヶ月目
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	100%	70%
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

③ ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬、猫」のお引渡日から1ヶ月に限り保険の対象となる診療費の100%を支払限度の範囲内でお支払いする商品です。

ペットショップ等の動物取扱業者が保険を付保して犬・猫を販売することで、お客様がより安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

④ ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1ヶ月）終了時にあわせて、ご契約いただける商品です。

すまいる
どうぶつ健保

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット	1ヶ月目	2ヶ月目～13ヶ月目
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	100%	70%
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

⑤ ペット保険「どうぶつ健保はっぴい」

保険期間は1年、保険期間の初日から保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

はっぴい
どうぶつ健保

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット		
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	70%	50%
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

⑥ ペット保険「どうぶつ健保きずな」

保護犬・猫などを対象に、お迎えと同時に譲渡団体等の動物取扱業者でご契約いただける譲渡専用の商品です。契約年齢の上限はありません。

保険期間は1年、保険期間の初日から保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

きずな
どうぶつ健保

- ・窓口精算対応
- ・動物取扱業代理店限定

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット		
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	70%	50%
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

⑦ ペット保険「どうぶつ健保ぷち」

入院と手術の補償に特化した商品で、通院の補償はありません。

保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%を支払限度の範囲内でお支払いします。

ぷち
どうぶつ健保

対象動物					補償割合	
犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット		
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット	70%	
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ		

3 取扱商品

⑧ペット保険「どうぶつ健保しにあ」

満8歳以上（上限なし）の犬・猫専用の商品です。

入院と手術の補償に特化した商品で、通院の補償はありませんが、付帯サービスの「どうぶつ健活」（P56）の結果が良好であれば「どうぶつ健保ふぁみりい」へ移行することもできます。

保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70％・50％を支払限度の範囲内でお支払いします。

しにあ
どうぶつ健保

・窓口精算対応

対象動物

補償割合

犬	猫	鳥	うさぎ	フェレット
モモンガ	リス	ハムスター	ネズミ	モルモット
ハリネズミ	カメ	トカゲ	チンチラ	ヘビ

70%

50%

⑨その他主な特約

ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人又は他人の物に咬み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。

所定の特約保険料を支払うことにより、付帯することができます。（「どうぶつ健保すまいるべいびい」、「どうぶつ健保ぷち」を除きます。）

(2) 商品の改定並びに開発の状況

- ・2008年 4月 ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいる」の販売開始
- ・2010年10月 以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数を無制限に
 - ②支払割合90％・70％プランの新設
- ・2012年 7月 支払割合90％プランの取扱いを停止
- ・2014年11月 以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数ありプランの新設（無制限プランの新規契約の取扱いを停止）
 - ②鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を停止（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
 - ③健康割増引制度の導入
- ・2015年 2月 「どうぶつ健保はっぴい」の販売開始
- ・2016年11月 「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ」を追加
- ・2017年 9月 鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を再開（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
- ・2017年11月 「どうぶつ健保ぷち」の販売開始
- ・2018年12月 以下の商品改定を実施
 - ①腸内フローラ測定サービス「どうぶつ健活（けんかつ）」の付帯開始（「どうぶつ健保ぷち」は付帯対象外）
 - ②被保険者の範囲を拡大
- ・2019年 3月 「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「チンチラ、ヘビ」を追加
- ・2019年11月 「どうぶつ健保しにあ」の販売開始
- ・2020年11月 「どうぶつ健保きすな」の販売開始

4 保険金のお支払い

当社は、適切な保険金のお支払いを通じて、将来にわたって安定して保険金を受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供することが保険会社の業務の根本であると考え、以下のとおり保険金のお支払い体制を構築しています。

(1) 保険金ご請求のしくみ

当社は、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

① どうぶつ健保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払い時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限りです）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただきます。

※どうぶつ健保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

② どうぶつ健保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合や対応病院以外の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ保険金をご請求ください。当社では、お客様からの請求書類を受領後、ご指定の保険金受取口座へ保険金をお支払いします。

なお、ペット賠償責任特約（※）に係る事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、52ページをご参照ください。

<どうぶつ健保対応病院制度について>

●窓口精算システム

当社は、お客様がどうぶつ健保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

①「どうぶつ健康保険証」を提示する

②保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく「どうぶつ健康保険証」

●充実したどうぶつ健保対応病院数

全国7,044病院（2026年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求の約9割が対応病院の窓口での精算によるものです。

●どうぶつ健保対応病院一覧

専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

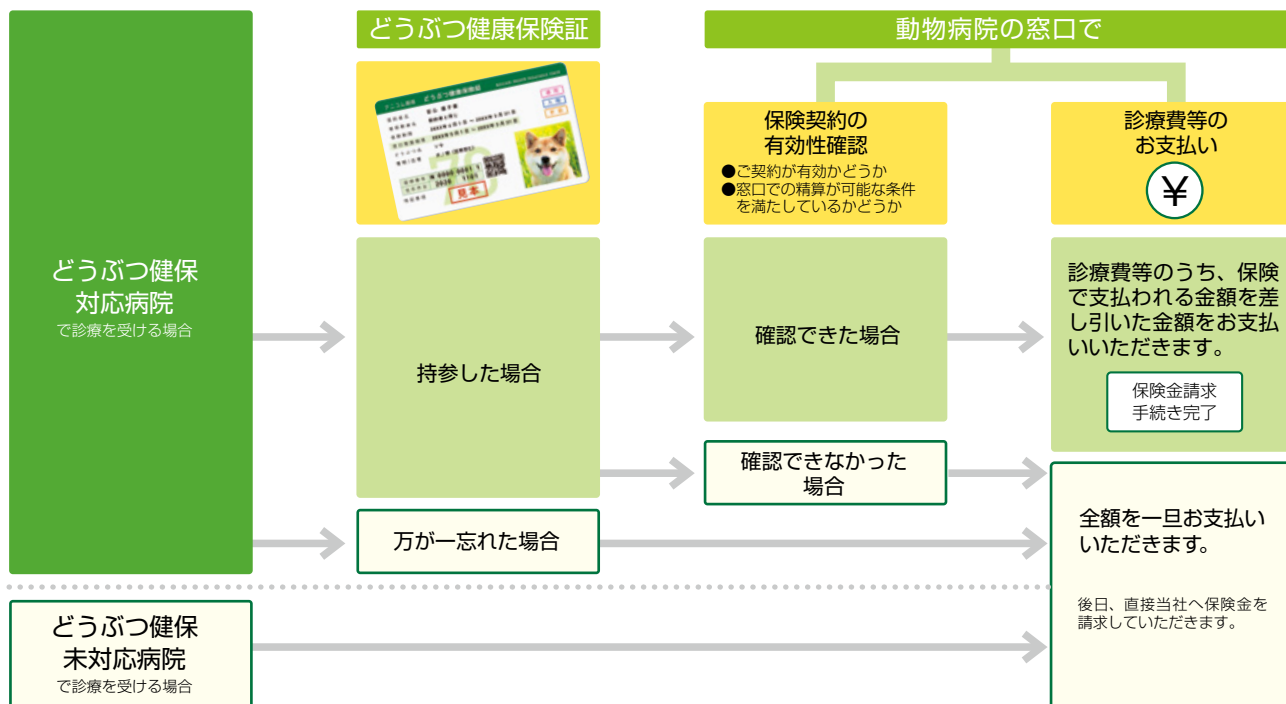
(<https://www.anicom-ah.com/>)



このステッカーが対応病院の目印です。

4 保険金のお支払い

＜保険金お支払いまでの標準的な流れ＞



＜当社へ直接保険金を請求いただく場合の流れ＞

①動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いの上、「診療明細書」（又は「領収書」）をお受け取りいただきます。
 （「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合は、「手術内容証明書」（同様の内容であれば動物病院の診断書でも可）も必要です）

②被保険者ご自身で以下のいずれかの方法で請求していただきます。（診療日からその日を含めて30日以内）

オンライン請求	マイページにアクセスし請求	※どうぶつ健保「すまいるべいびい」除く
LINEでの請求	LINE公式アカウントから請求	※どうぶつ健保「すまいるべいびい」「しにあ」「ぶち」除く
郵送請求	アニコム損保へ必要書類を送付	

③保険金のお支払いに必要なすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までには保険金をお支払いします。

- 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合…………… 90日
- 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合…………… 60日

(2) 保険金のお支払い状況

2025年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

① 半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2025年度	上期（2025年4月～2025年9月）	2,448,555	24,671
	下期（2025年10月～2026年3月）	2,439,113	22,425
	合計	4,887,668	47,096

② お支払いの対象とならなかった件数及びその内訳

お支払いの対象とならなかった件数	理由	合計
	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	80
	重大事由解除	5
	支払事由非該当	25,124
	免責事由該当	21,887
	計	47,096

③ 用語の説明

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者又は保険金受取人等に詐欺行為があり、取消又は無効となった契約における、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意又は重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、解除となった契約における、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、又は反社会的勢力だと判明するなどの事由により、解除となった契約における、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	契約期間外の診療など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時に予め取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

5 各種サービス

当社は、ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

(1) どうぶつ健活

腸内フローラ測定が、年に1回無料で受けられます。アニコムグループが培ってきた数十万件におよぶ腸内フローラの研究データと、保険金の統計から得られた疾病データをもとに、どうぶつのうんちから、病気のなりやすさを判定します。さらに、腸内フローラ測定の結果、病気のリスクが高いと判定された場合、アニコム指定の動物病院で健康診断（血液検査）が無料で受診できます。病気の予防、早期発見につなげていただきたいからこそこのサービスです。

※「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。
※腸内フローラ測定はすべてのどうぶつが対象ですが、健康診断サービスの対象は犬、猫に限ります。



(2) LINE公式アカウント

アニコム損保のLINE公式アカウントを友だち登録すると、以下のサービスがご利用いただけます。

■保険金の請求

書類の記入、郵送などの手間がかからず、スマートフォンひとつでお手続きが完了します。

※「どうぶつ健保しにあ」「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。

■どうぶつホットライン

LINE上で獣医師等が皆さまのご相談にお答えいたします。病気や予防に関することから、しつけや食事などの身近な悩みなどお気軽にご相談ください。

受付時間 平日10：00～17：00

(3) 迷子関連サービス

ペット保険にご契約のどうぶつが迷子になったときは、搜索のためのご相談等をお受けします。

また、迷子搜索サポートマップ上での呼びかけ※1、及び地域の迷子搜索隊への「迷子搜索依頼」のメール配信※2、ペット探偵による搜索※3により、迷子搜索のお手伝いをします。

※1、2 アニコム パフェ株式会社が提供

※3 ジャパン ロスト ペット レスキュー（運営元 一般社団法人アニマリ）が提供

■迷子のご相談

【アニコム パフェ かえルン！ダイヤル】0570-015-110

受付時間 平日9：30～17：30 / 土日・祝日9：30～15：30

■ペット探偵による搜索

【ジャパン ロスト ペット レスキュー】0120-161-789

受付時間 24時間 / 年中無休

動物の行動習性を熟知したペット探偵が迷子の搜索を行います。3日間の搜索と出張が無料となり、4日目以降もペット探偵の利用を希望される場合は、ご契約者の自己負担となります。

※離島等一部地域や集中豪雨等のやむをえない事情によってサービスの着手まで時間のかかる場合や、サービスをご利用いただけない場合があります。



(4) メール配信

メールアドレスをぜひご登録ください。以下のメール配信サービスを行っています。

1. 「申込書受付メール」

申込書が到着し、受付が完了したことをお知らせします。

2. 「どうぶつ健康保険証発送メール」

申込手続きが完了し、「どうぶつ健康保険証」（「どうぶつ健保がち」で契約者以外）、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書（控）」等を発送したことをお知らせします。

3. 「継続案内発送メール」

「継続契約のご案内」を発送したことをお知らせします。

4. 「保険金請求受付メール」

保険金請求を受付したことをお知らせします。

5. 「保険金支払い手続き完了メール」

保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

6. 「メールマガジン」

どうぶつの健康、予防等に関する情報を月2回配信します。



(5) 情報メディア

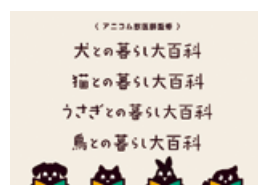
どうぶつとの健やかな暮らしをサポートする情報を各種メディアでお届けしています。

■みんなのどうぶつ病気大百科



ケガや病気など、愛するどうぶつとの暮らしの中で起きる様々な心配事を、獣医師監修のもとわかりやすくサポートする医療専門メディアです。

■獣医師監修 犬・猫・鳥・うさぎ専門の情報メディア



犬・猫・鳥・うさぎと暮らしている方向けの専門サイトです。どうぶつを迎える前の準備から、お手入れ方法、病気に関する知識まであらゆる場面をサポートします。

■anicom you



犬・猫だけでなく小動物や野生動物など、様々な情報が盛りだくさん。名前ランキングやお出かけスポット、キャンペーンなどのお役立ち情報を発信する総合メディアです。

■どうぶつ防災図鑑



どうぶつと暮らす方が災害に備えて知っておきたい様々な情報を学べるサイトです。犬と猫だけでなく、エキゾチックアニマルを含めた様々なペットの防災に関する情報提供や啓発を行っています。



Ⅲ コーポレートデータ

1. 株式の状況等	62
2. 会社の組織	63
3. 役員の状況	64
4. 会計監査人の状況	66
5. 従業員の状況等	66

1 株式の状況等

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

①発行する株式の種類	普通株式
②発行可能株式総数	240,000株
③発行済株式総数	203,740.4株

(2) 基本事項

①事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
②定時株主総会	毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催します。
③基準日	3月31日
④公告方法	電子公告により行います。(https://www.anicom-sompo.co.jp/company/finance/) ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(3) 株主総会の開催状況

■第21回定時株主総会

<開催日> 2026年6月24日（水）

<報告事項>

第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
上記について報告しました。

<決議事項>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

上記議案は、原案のとおり承認可決されました。

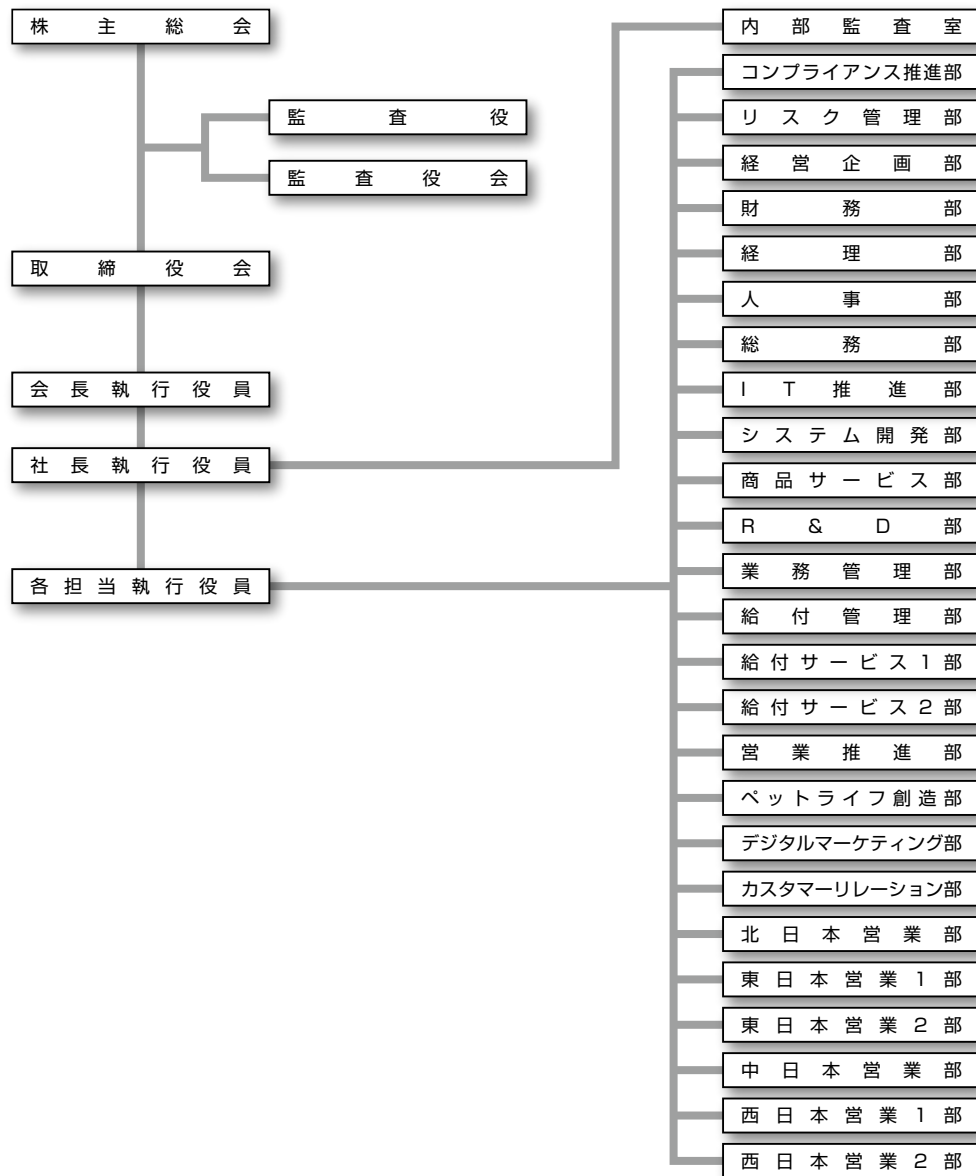
(4) 資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数（普通株式）		資本金		資本準備金		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)（※）より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)（※）に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月18日	10,000株	115,740.4株	250百万円	4,350百万円	250百万円	1,464百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2012年3月19日	14,000株	129,740.4株	350百万円	4,700百万円	350百万円	1,814百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2013年9月20日	14,000株	143,740.4株	350百万円	5,050百万円	350百万円	2,164百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2018年10月19日	60,000株	203,740.4株	1,500百万円	6,550百万円	1,500百万円	3,664百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資

※ 現アニコム ホールディングス株式会社

2 会社の組織 (2026年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。



店舗所在地一覧 (2026年7月1日現在)

■北海道支店

所在地 | 〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西
1-1-2 SE札幌ビル1階
電話番号 | 011-806-0822

■東北支店

所在地 | 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡
1-1-1 JR仙台イーストゲートビル6階
電話番号 | 03-6478-8502

■中部支店

所在地 | 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-16-7
NORE伏見1階
電話番号 | 052-218-6350

■近畿支店

所在地 | 〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見2-2-53
大阪東京海上日動ビルディング14階
電話番号 | 06-6943-7510

■中四国支店

所在地 | 〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-29
大樹生命岡山ビル7階
電話番号 | 086-233-7371

■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25
JRE天神三丁目ビル6階
電話番号 | 092-714-2285

■高知オフィス

所在地 | 〒780-0053 高知県高知市駅前5-5
大同生命高知ビル5階
電話番号 | 088-800-1071

■アドバンスセンター

所在地 | 〒163-1113 東京都新宿区西新宿6-22-1
新宿スクエアタワー13階

3 役員の状況

(2026年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担 当
代表取締役 社長執行役員	の だ しんご 野田 真吾 (1976年2月15日生)	1999年 4月 三信株式会社(現エムエスティ保険サービス株式会社) 入社 2005年10月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 2010年 4月 当社 執行役員 2015年 6月 当社 代表取締役社長 2018年 6月 当社 代表取締役 社長執行役員(現任) 2021年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 専務執行役員(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 専務執行役員	統括 内部監査室
取締役 会長執行役員	こ もり のぶあき 小森 伸昭 (1969年5月2日生)	1992年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 2000年 4月 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 2000年 7月 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 代表取締役社長 2006年 1月 当社 代表取締役社長 2015年 6月 当社 代表取締役会長 2017年 3月 株式会社AHB 取締役(現任) 2018年 6月 当社 取締役 会長執行役員(現任) 2018年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員(現任) 2020年 6月 アニコム 先進医療研究所株式会社 取締役(現任) 2021年 6月 アニコム パフェ株式会社 取締役(現任) 2025年12月 リバーフィールド株式会社 社外取締役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員 アニコム 先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役 リバーフィールド株式会社 社外取締役	総括
取締役 専務執行役員	も も せ ゆ み こ 百瀬 由美子 (1967年9月8日生)	1991年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 2000年 4月 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 2000年 7月 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 2003年 5月 同社 取締役 2005年 8月 同社 常務取締役 2006年 1月 当社 取締役 2010年 7月 当社 常務取締役 2015年 6月 当社 専務取締役 2018年 6月 当社 取締役 専務執行役員(現任) 2020年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 専務執行役員 2022年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員	IT推進部
取締役 常務執行役員	や ま だ けんじ 山田 建二 (1965年8月31日生)	1989年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2007年 4月 当社 入社 2014年 1月 当社 執行役員 2015年 6月 当社 取締役 2018年 6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	営業統括 北日本営業部 中日本営業部 西日本営業1部 西日本営業2部
取締役	な が い ま き こ 永井 真樹子 (1973年10月10日生)	1996年 4月 積水ハウス株式会社 入社 2005年12月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 2019年 6月 当社 執行役員 2022年 6月 当社 取締役 執行役員 2024年 6月 当社 取締役(現任) 2024年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	—
取締役 執行役員	よ な わ ら けい 米村 佳 (1984年3月24日生)	2006年 4月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社)入社 2021年 6月 当社 執行役員 2023年 6月 当社 取締役 執行役員(現任)	商品サービス部 給付管理部 給付サービス1部 給付サービス2部
取締役 (社外)	くりやま やすし 栗山 泰史 (1952年9月4日生)	1975年 4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社) 入社 2007年 4月 株式会社損害保険ジャパン(現損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員 2009年 7月 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事 2013年 7月 丸紅セーフネット株式会社 常勤監査役 2018年 6月 当社 社外取締役(現任) 2019年 3月 株式会社格付投資情報センター 社外取締役(現任) 2022年 6月 全国生活協同組合連合会 会外理事(現任) 2023年 9月 日本保険代理業認定協会 代表副理事(現任) (主要な兼職状況) 株式会社格付投資情報センター 社外監査役 全国生活協同組合連合会 会外理事 日本保険代理業認定協会 代表副理事	—
執行役員	みや の かんすけ 宮野 堪介 (1977年3月3日生)	2001年 7月 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 2016年 4月 当社 執行役員(現任)	財務部

(2026年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴		担 当
執行役員	とくなが しげお 徳永 繁郎 (1970年11月26日生)	1994年 4月 2002年11月 2003年11月 2018年 6月	株式会社トヨタレンタリース東京 入社 日本生命保険相互会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	ベットライフ 創造部 デジタルマーケ ティング部
執行役員	いちかわ さちこ 市川 幸子 (1977年10月26日生)	2000年 4月 2006年 3月 2007年 2月 2018年 6月	伊勢久株式会社 入社 株式会社ミダック 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	人事部 総務部
執行役員	くりはら さとる 栗原 暁 (1977年5月16日生)	2001年12月 2004年 3月 2018年 6月	青年海外協力隊 赴任 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	東日本営業1部 東日本営業2部
執行役員	いなまつ なおこ 稲松 直子 (1969年6月25日生)	1992年 4月 2004年 4月 2006年 3月 2020年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 伊藤忠保険サービス株式会社(現伊藤忠オリコ保険サービス株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	業務管理部
執行役員	ほりえ りょう 堀江 亮 (1984年5月24日生)	2012年 4月 2016年 9月 2021年 9月 2024年 4月	東京大学医科学研究所 博士研究員 当社 入社 当社 執行役員(現任) アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役社長(現任) (主要な兼職状況) アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役社長	R&D部
執行役員	くぼた とものぶ 窪田 智信 (1974年5月25日生)	1997年 4月 2005年12月 2018年 7月 2024年 5月	安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社) 入社 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 当社 入社 当社 執行役員(現任)	経理部
執行役員	なら き けいすけ 榎木 圭祐 (1977年11月8日生)	2014年12月 2018年 1月 2024年 6月	弁護士法人 木村雅一法律特許事務所 入所 当社 入社 当社 執行役員(現任)	コンプライアンス 推進部
執行役員	やまだ みゆき 山田 深雪 (1981年3月29日生)	2003年 4月 2006年11月 2024年 6月	株式会社札幌セミナー(現株式会社練成会) 入社 アニコム フロンティア株式会社(現アニコム パフェ株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	カスタマー リレーション部
執行役員	かわの ひろたか 河野 寛貴 (1986年3月10日生)	2010年 4月 2026年 2月	当社 入社 当社 執行役員(現任)	経営企画部
執行役員	みうら のり 三浦 稔 (1977年12月9日生)	2000年 4月 2018年10月 2020年 4月 2026年 4月	株式会社ソラスト 入社 UTグループ株式会社 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	営業推進部
執行役員	たけうち みきお 竹内 幹郎 (1967年8月12日生)	1990年 4月 1999年 4月 2004年 2月 2023年 4月 2025年10月 2026年 6月	住友海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 住友海上ゆうゆう生命保険株式会社 (現三井住友海上あいおい生命保険株式会社) 出向 日本アクチュアリー会正会員 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 入社(転籍) 当社 入社 当社 執行役員(現任)	リスク管理部
執行役員	すぎた れい 杉田 伶 (1982年12月12日生)	2006年 4月 2017年 3月 2021年 3月 2026年 6月	あいおい損害保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 入社 アフラック生命保険株式会社 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	システム開発部
常勤監査役	とみなが ただし 富永 正 (1958年6月27日生)	1982年 4月 2018年 9月 2023年12月 2024年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 金融庁 入庁 保険業務専門官 保険監督者国際機構(IAIS)ガバナンス作業部会メンバー 当社 入社 当社 監査役(現任)	
監査役 (社外)	おかべ しんいち 岡部 紳一 (1950年1月19日生)	1973年 4月 2004年10月 2004年10月 2012年 4月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 経営企画室主幹 BELFOR Japan 株式会社 取締役 当社 監査役(現任)	
監査役 (社外)	いわもと こういちろう 岩本 康一郎 (1967年2月4日生)	1996年 4月 2005年10月 2007年 7月 2008年 8月 2008年 8月 2011年 2月 2015年 7月 2018年11月 2025年 6月	弁護士登録、三好総合法律事務所 入所 岩本・高久・渡辺法律事務所 開設 株式会社QLC監査役 アニコム ホールディングス株式会社 監査役 当社 監査役 ライツ法律特許事務所 開設 アニコム キャピタル株式会社 監査役 岩本法律事務所開設 弁護士(現任) 当社 監査役(現任)	

4 会計監査人の状況

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員津 村 健二郎
藤 間 信 貴

5 従業員の状況等

(1) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

人 員 数	493名	女性管理職比率	37.5%
平 均 年 齢	36.3歳	男性の 育児休業取得率	92.0%
平均勤続年数	6.5年	男女間賃金格差	66.7%
平均年間給与	5,003千円		

(注) 1. 人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2. 平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) ダイバーシティの推進

当社では、すべての社員が人と人とのつながりを尊重し、そのつながりから多くのことを学ぶことによって自らの成長を日々促進させ、企業の成長及び社会の発展に寄与していくことを目的として、ダイバーシティを推進しています。

①女性活躍支援

当社では、全従業員に対する女性の割合が約60%、管理職では全体の約37%を占めています。また出産を迎えたほぼすべての女性が産休・育児休業を取得しており、復職後も法定を超える小学校6年生修了まで短時間勤務制度を活用し、育児と仕事を両立できるよう支援しています。

②障がい者活躍支援

人事部が主体となり雇用の促進に積極的に取り組むとともに、必要に応じて配属部門に「支援担当者」を配置し、個々の状況に応じた支援体制を構築しています。

③ワークライフバランス向上への取り組み

ダイバーシティの推進にあたっては、社員一人ひとりの能力が発揮され、いきいきと働き続けられる環境づくりが不可欠です。当社では、次世代育成支援対策推進法への対応にも力を入れており、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証とされる「くるみんマーク」を取得しています。在宅型テレワークを導入するなど、継続的な取り組みを進め、更なるワークライフバランス向上を目指した環境づくりに努めています。



(3) 採用方針

新卒採用者数の推移（アニコム損保単体・各年度4/1現在）

2025年度	27名
2024年度	30名
2023年度	30名

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍などにとらわれず、人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長し、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

また、学生を対象に、当社への理解を深めていただくとともに、「会社とは」「仕事とは」といった社会人に向けてのイメージを高める場として、定期的にインターンシップを実施しています。

(4) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し、自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。さらに何事にも勇気をもって実践することによって社員が自己成長を遂げ、真のプロ人材となるよう育成に取り組んでいます。

①先輩社員制度

内定者1名に対して若手社員を1名ずつ配置し、内定から入社までのサポートやコミュニケーションの活性化を図り、入社後スムーズに活躍できるよう「自律型社員」の早期育成に取り組んでいます。

②教育・研修制度

当社では、「アニコム大学」と称した教育体系を整備しており、職務を通して学ぶOJTのほか、階層別の集合研修、知識レベルの維持・向上のためのEラーニングや全社員テストなどの教育機会を通年で提供しています。

③ジョブローテーション制度

当社では、能力開発を目的として戦略的に配置転換や異動を行う「ジョブローテーション」を実施しています。一つの分野に限定することなく多くの業務に携わることで、会社の全体像や各部署の重要性を実体験として理解することができると同時に、経営的な視点を持てる人材の育成や、新たなビジネスの創出へとつなげていきます。

(5) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めており、法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、企業型確定拠出年金、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児手当、福利厚生サービス等の諸制度を設けています。2025年には、ハタラクエール2025福利厚生推進法人に認証されています。



(6) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、人権を尊重した企業活動を行うべく教育研修を行うとともに、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け、アニコムグループ内及び社外に相談窓口（ホットライン）を設置しています。

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標 69
2. 業務の状況を示す指標 70

IV-2 財産の状況

1. 計算書類 81
2. 保険業法に基づく債権 87
3. 元本補填契約のある信託に係る債権の状況 87
4. 単体ベースのソルベンシー・マージン比率 88
5. 時価情報 99
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書 101

- 損害保険用語の解説 102

直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料	47,494	50,959	54,497	59,129	64,362
経常収益	48,704	51,885	55,313	60,805	66,133
経常利益	3,288	3,632	4,069	5,183	4,517
当期純利益	2,241	2,515	2,864	3,680	3,021
資本金の額及び発行済株式の総数	6,550 (203,740.4株)	6,550 (203,740.4株)	6,550 (203,740.4株)	6,550 (203,740.4株)	6,550 (203,740.4株)
純資産額	20,455	20,738	20,100	22,094	23,386
総資産額	46,359	48,330	49,786	55,217	63,584
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	18,592	19,865	21,305	23,242	24,964
貸付金残高	913	39	45	44	—
有価証券残高	15,531	15,190	27,499	29,419	42,626
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	260.9%
配当性向	27.3%	40.5%	133.0%	27.7%	67.4%
従業員数	521名	514名	509名	488名	493名

2 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

＜正味収入保険料＞

(単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	54,497	100.0	6.9	59,129	100.0	8.5	64,362	100.0	8.8
(うちペット保険)	(54,497)	(100.0)	(6.9)	(59,129)	(100.0)	(8.5)	(64,362)	(100.0)	(8.8)
合計	54,497	100.0	6.9	59,129	100.0	8.5	64,362	100.0	8.8

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

＜元受正味保険料＞

(単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	54,497	100.0	6.9	59,104	100.0	8.5	64,302	100.0	8.8
(うちペット保険)	(54,497)	(100.0)	(6.9)	(59,104)	(100.0)	(8.5)	(64,302)	(100.0)	(8.8)
合計	54,497	100.0	6.9	59,104	100.0	8.5	64,302	100.0	8.8

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

＜受再正味保険料＞

(単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	25	100.0	—	60	100.0	136.4
(うちペット保険)	—	—	—	(25)	(100.0)	—	(60)	(100.0)	(136.4)
合計	—	—	—	25	100.0	—	60	100.0	136.4

(注) 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

＜支払再保険料＞

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	2023年度	2024年度	2025年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,107	1,257	1,406
(うちペット保険)	(1,107)	(1,257)	(1,406)
合計	1,107	1,257	1,406

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

④保険引受利益の額

＜保険引受利益＞

(単位：百万円)

区分	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受収益	54,497	59,129	64,362
保険引受費用	38,609	42,176	46,924
営業費及び一般管理費	12,386	13,034	14,478
その他収支	—	—	—
保険引受利益	3,502	3,918	2,960

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

＜種目別保険引受利益＞

(単位：百万円)

種目	2023年度	2024年度	2025年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	3,502	3,918	2,960
(うちペット保険)	(3,502)	(3,918)	(2,960)
合計	3,502	3,918	2,960

⑤正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

＜正味支払保険金＞

(単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	30,494	100.0	9.2	33,345	100.0	9.3	37,213	100.0	11.6
(うちペット保険)	(30,494)	(100.0)	(9.2)	(33,345)	(100.0)	(9.3)	(37,213)	(100.0)	(11.6)
合計	30,494	100.0	9.2	33,345	100.0	9.3	37,213	100.0	11.6

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

＜元受正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	30,494	100.0	9.2	33,343	100.0	9.3	37,199	100.0	11.6
(うちペット保険)	(30,494)	(100.0)	(9.2)	(33,343)	(100.0)	(9.3)	(37,199)	(100.0)	(11.6)
合計	30,494	100.0	9.2	33,343	100.0	9.3	37,199	100.0	11.6

2 業務の状況を示す指標

⑥受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

＜受再正味保険金＞ (単位：百万円)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	2	100.0	—	13	100.0	415.1
(うちペット保険)	—	—	—	(2)	(100.0)	—	(13)	(100.0)	(415.1)
合計	—	—	—	2	100.0	—	13	100.0	415.1

(注) 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

＜回収再保険金＞
該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	58.0	32.5	90.5	58.3	31.3	89.6	59.8	32.0	91.8
(うちペット保険)	(58.0)	(32.5)	(90.5)	(58.3)	(31.3)	(89.6)	(59.8)	(32.0)	(91.8)
合計	58.0	32.5	90.5	58.3	31.3	89.6	59.8	32.0	91.8

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	59.9	33.3	93.2	60.6	32.3	92.9	62.2	32.8	95.0
(うちペット保険)	(59.9)	(33.3)	(93.2)	(60.6)	(32.3)	(92.9)	(62.2)	(32.8)	(95.0)
合計	59.9	33.3	93.2	60.6	32.3	92.9	62.2	32.8	95.0

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2023年度	2024年度	2025年度
国内	100.0%	100.0%	100.0%
海外	—	—	—

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標

①支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	3,245	3,532	4,116
(うちペット保険)	(3,245)	(3,532)	(4,116)
合計	3,245	3,532	4,116

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	21,305	23,242	24,964
(うちペット保険)	(21,305)	(23,242)	(24,964)
合計	21,305	23,242	24,964

②責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

2 業務の状況を示す指標

③責任準備金の残高の内訳

＜2024年度末＞

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	21,346	1,895	—	—	—	23,242
(うちペット保険)	(21,346)	(1,895)	—	—	—	(23,242)
合計	21,346	1,895	—	—	—	23,242

＜2025年度末＞

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	22,900	2,063	—	—	—	24,964
(うちペット保険)	(22,900)	(2,063)	—	—	—	(24,964)
合計	22,900	2,063	—	—	—	24,964

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

④引当金の期末残高及び期中の増減額

＜2024年度＞

(単位：百万円)

区分		2023年度末 残高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2	1	—	—	3
	個別貸倒引当金	45	6	—	—	51
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		213	201	213	—	201
価格変動準備金		146	28	—	—	175
合計		407	237	213	—	431

＜2025年度＞

(単位：百万円)

区分		2024年度末 残高	2025年度 増加額	2025年度減少額		2025年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3	0	—	—	3
	個別貸倒引当金	51	—	—	45	6
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		201	219	201	—	219
価格変動準備金		175	35	—	—	210
合計		431	255	201	45	439

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表

資本金等の明細につきましては、P.84の株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、発生損害率が1%上昇すると仮定しています。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2024年度	573百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	2025年度	628百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	2,539	2,363	105	70
2022年度	2,705	2,576	144	△15
2023年度	2,988	2,772	153	61
2024年度	3,245	3,049	148	47
2025年度	3,532	3,392	112	27

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

⑨事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑩事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	3,596	3,504	3,600
物件費	9,639	10,349	11,754
税金	378	403	477
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—	4
諸手数料及び集金費	5,308	5,484	6,148
合計	18,924	19,741	21,985

2 業務の状況を示す指標

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」「流動性」の確保に努めており、「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、社会・公共の福祉に資するという哲学のもと、分散投資を行っていきます。

②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を財務部、運用事務を経理部、リスク管理をリスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	13,451	27.0	15,423	27.9	8,281	13.0
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	27,499	55.2	29,419	53.3	42,626	67.0
貸付金	45	0.1	44	0.1	—	—
土地・建物	1,385	2.8	1,372	2.5	2,720	4.3
運用資産計	42,380	85.1	46,260	83.8	53,628	84.3
総資産	49,786	100.0	55,217	100.0	63,584	100.0

④利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	2	0.01	9	0.07	38	0.28
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	560	2.26	728	2.41	805	2.37
貸付金	0	1.71	0	1.39	0	1.78
土地・建物	54	3.46	41	3.01	42	2.00
小計	618	1.42	780	1.69	887	1.78
その他						
合計	618		780		887	

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

⑤海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	—	—	—	—	6,876	16.1
地方債	2,503	9.1	4,488	15.3	5,486	12.9
社債	3,395	12.3	4,428	15.1	5,201	12.2
株式	1,692	6.2	2,369	8.1	3,312	7.8
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	19,908	72.4	18,133	61.6	21,749	51.0
合計	27,499	100.0	29,419	100.0	42,626	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	2023年度	2024年度	2025年度
公社債	0.56	0.65	0.71
株式	2.18	2.86	3.04
外国証券	—	—	—
その他の証券	2.53	3.08	3.25
合計	2.26	2.41	2.37

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<2024年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	1,772	—	2,715	—	4,488
社債	—	—	2,076	994	1,357	—	4,428
株式	—	—	—	—	—	2,369	2,369
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	18,133	18,133
合計	—	—	3,848	994	4,073	20,503	29,419

<2025年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	6,876	—	—	—	—	—	6,876
地方債	—	596	2,054	—	2,835	—	5,486
社債	—	1,907	1,591	188	1,513	—	5,201
株式	—	—	—	—	—	3,312	3,312
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	21,749	21,749
合計	6,876	2,503	3,645	188	4,349	25,062	42,626

2 業務の状況を示す指標

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

種目	2023年度末			2024年度末			2025年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
製造業	9,706	304	18.0	121,221	626	26.4	464,169	1,244	37.6
金融・保険業	207,400	576	34.1	284,000	845	35.7	211,100	734	22.2
卸売・小売業	52,165	473	28.0	14,165	347	14.7	86,565	716	21.6
陸運業	100,900	325	19.2	151,800	441	18.7	114,600	386	11.7
不動産・物品業	—	—	—	—	—	—	14,815	129	3.9
建設業	—	—	—	—	—	—	32,500	65	2.0
情報・通信	27,456	13	0.8	31,571	108	4.6	27,456	9	0.3
その他	—	—	—	—	—	—	12,300	25	0.8
合計	397,627	1,692	100.0	602,757	2,369	100.0	963,505	3,312	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

<2024年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
その他	固定金利	44	—	—	—	—	—	44
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	44	—	—	—	—	—	44
合計	固定金利	44	—	—	—	—	—	44
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	44	—	—	—	—	—	44

<2025年度>

該当ありません。

⑫担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		45	100.0	44	100.0	—	—
一般貸付計		45	100.0	44	100.0	—	—
	うち劣後特約貸付	—	—	—	—	—	—
約款貸付		—	—	—	—	—	—
合計		45	100.0	44	100.0	—	—

⑬業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—	—	—
その他	45	100.0	44	100.0	—	—
（うち個人住宅・消費者ローン）	—	—	—	—	—	—
小計	45	100.0	44	100.0	—	—
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	45	100.0	44	100.0	—	—

(注) 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑭規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
大企業	—	—	—	—	—	—
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	45	100.0	44	100.0	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	45	100.0	44	100.0	—	—

(注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

⑮貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
首都圏	—	—	—	—	—	—
近畿圏	—	—	—	—	—	—
上記以外の地域	45	100.0	44	100.0	—	—
合計	45	100.0	44	100.0	—	—

(注) 地域区分は当社取扱部店所在地による分類です。

2 業務の状況を示す指標

⑯有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分		2023年度末	2024年度末	2025年度末
土地		615	615	301
	営業用	—	—	—
	賃貸用	615	615	301
建物		769	757	2,418
	営業用	278	291	2,114
	賃貸用	491	465	303
建設仮勘定		4	8	440
	営業用	—	7	440
	賃貸用	4	1	—
合計		1,389	1,381	3,160
	営業用	278	298	2,554
	賃貸用	1,111	1,082	605
リース資産		11	32	29
その他の有形固定資産		196	236	239
有形固定資産合計		1,598	1,649	3,429

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	15,423	8,281
現金	0	0
預貯金	15,423	8,281
有価証券	29,419	42,626
国債	—	6,876
地方債	4,488	5,486
社債	4,428	5,201
株式	2,369	3,312
その他の証券	18,133	21,749
貸付金	44	—
有形固定資産	1,649	3,429
土地	615	301
建物	757	2,418
リース資産	32	29
建設仮勘定	8	440
その他の有形固定資産	236	239
無形固定資産	1,182	1,177
ソフトウェア	701	994
ソフトウェア仮勘定	478	183
その他の無形固定資産	1	0
その他資産	5,880	6,362
未収保険料	752	777
共同保険貸	1	2
再保険貸	6	16
代理業務貸	—	0
未収金	3,509	3,839
未収収益	12	24
預託金	878	862
仮払金	575	680
その他	144	158
繰延税金資産	1,672	1,716
貸倒引当金	△54	△9
資産の部合計	55,217	63,584

科目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	26,774	29,080
支払備金	3,532	4,116
責任準備金	23,242	24,964
その他負債	5,971	10,688
再保険借	2	7
代理業務借	3	8
未払法人税等	1,071	489
関係会社預り金	—	3,600
預り金	54	59
前受収益	0	12
未払金	2,377	3,811
仮受金	2,428	2,668
リース債務	33	30
賞与引当金	201	219
特別法上の準備金	175	210
価格変動準備金	175	210
負債の部合計	33,123	40,198
(純資産の部)		
資本金	6,550	6,550
資本剰余金	3,664	3,664
資本準備金	3,664	3,664
利益剰余金	13,797	14,781
利益準備金	1,430	1,837
その他利益剰余金	12,367	12,943
(繰越利益剰余金)	(12,367)	(12,943)
株主資本合計	24,011	24,995
その他有価証券評価差額金	△1,916	△1,608
評価・換算差額等合計	△1,916	△1,608
純資産の部合計	22,094	23,386
負債及び純資産の部合計	55,217	63,584

(2025年度貸借対照表注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
 - その他有価証券(市場価格のない株式等以外)の評価は、時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- 有形固定資産(リース資産は除く)の減価償却は、定率法(ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を計上しております。
また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

- 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 当社はグループ通算制度を適用しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、1,517百万円であります。
- 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。
 - 支払備金の内訳は次のとおりであります。
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 4,116百万円
同上にかかる出再支払備金 100百万円
差引(イ) 4,116百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) 100百万円
計(イ+ロ) 4,116百万円
 - 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
普通責任準備金(出再責任準備金控除前) 22,900百万円
同上にかかる出再責任準備金 100百万円
差引(イ) 22,900百万円
その他の責任準備金(ロ) 2,063百万円
計(イ+ロ) 24,964百万円
- 関係会社に対する金銭債権の総額は379百万円、金銭債務の総額は3,930百万円であります。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
責任準備金	597百万円
未払事業税	54百万円

1 計算書類

賞与引当金繰入限度超過額	63百万円
減価償却限度超過額	25百万円
減損損失	45百万円
貸倒引当金	2百万円
支払備金	72百万円
フリーレント賃料	67百万円
その他有価証券評価差額金	654百万円
その他	134百万円
繰延税金資産小計	1,717百万円
評価性引当額	△1百万円
繰延税金資産合計	1,716百万円
繰延税金資産及び負債の純額	1,716百万円

15. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(単位：%)

法定実効税率 (調整)	28.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.5
法人税還付	0.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.4
評価性引当額	△0.4
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8

16. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。
運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

i 市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

ii 信用リスク

個別と信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

iii 流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクを指します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

i 市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ii 信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

iii 流動性リスクの管理

流動性リスクには、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、資金繰りの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」「懸念時」「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券			
満期保有目的の債券	5,100	4,799	△300
その他有価証券（注）2、3	36,289	36,289	—
資産計	41,389	41,089	△300

(注) 1. 「現金及び預貯金」、「未収金」は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

2. 投資信託の一部について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は以下のとおりであり、「有価証券」には含まれておりません。

市場価格のない株式等（※1）	860百万円
組合出資金（※2）	375百万円
合計	1,235百万円

※1 市場価格のない株式等は非上場株式であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※2 組合出資金は投資事業有限責任組合及び匿名組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	2,451	—	—	2,451
公社債				
国債	—	6,876	—	6,876
地方債	—	2,986	—	2,986
社債	—	2,264	336	2,601
その他（注）	20,095	403	—	20,498
資産計	22,547	12,531	336	35,414

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は875百万円であります。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
公社債				
地方債	—	2,340	—	2,340
社債	—	2,458	—	2,458
資産計	—	4,799	—	4,799

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式、上場投資信託は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものとしてレベル1の時価に分類しております。国債、地方債、社債については日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。非上場投資信託について

は、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を、市場利回りに信用リスク等のリスク要因に基づく一定の割引率を加えた金利で割り引いて時価を算定しており、使用されたインプットが観察可能な場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合は、レベル3の時価に分類することとしております。

17. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸不動産を東京都（土地及び建物）、三重県及び石川県（建物）において所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	期末時価
605	814

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

18. 1株当たりの純資産額は114,785円51銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産23,386百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は203,740.4株であります。

19. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
経常収益	60,805	66,133
保険引受収益	59,129	64,362
正味収入保険料	59,129	64,362
資産運用収益	1,589	1,625
利息及び配当金収入	780	887
有価証券売却益	808	738
その他運用収益	—	0
その他経常収益	86	144
経常費用	55,621	61,616
保険引受費用	42,176	46,924
正味支払保険金	33,345	37,213
損害調査費	1,122	1,256
諸手数料及び集金費	5,484	6,148
支払備金繰入額	286	583
責任準備金繰入額	1,937	1,721
資産運用費用	263	27
有価証券売却損	19	25
有価証券評価損	243	2
為替差損	0	0
営業費及び一般管理費	13,134	14,580
その他経常費用	46	83
支払利息	—	0
貸倒引当金繰入額	7	—
その他の経常費用	38	82
経常利益	5,183	4,517
特別損失	52	271
固定資産処分損	23	6
その他特別損失	—	228
特別法上の準備金繰入額	28	35
価格変動準備金繰入額	28	35
税引前当期純利益	5,131	4,246
法人税及び住民税	1,620	1,394
法人税等調整額	△169	△169
法人税等合計	1,450	1,224
当期純利益	3,680	3,021

1 計算書類

(2025年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、1,754百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	64,362百万円
支払再保険料	一百万円
差引	64,362百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	37,213百万円
回収再保険金	一百万円
差引	37,213百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	6,148百万円
出再保険手数料	一百万円
差引	6,148百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	583百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	一百万円
差引（イ）	583百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	一百万円
計（イ+ロ）	583百万円

3. 1株当たりの当期純利益は14,829円85銭であります。
なお、算定上の基礎である当期純利益は3,021百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。
また、普通株式の期中平均株式数は203,740.4株であります。

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務 2名 経営指導	資金の預り（＊1）	3,600	関係会社預り金	3,600
				利息の支払（＊1）	0	未払金	0
				経営管理料（＊2）	1,754	未払金	—

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	1,553百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	一百万円
差引（イ）	1,553百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	167百万円
計（イ+ロ）	1,721百万円

(6) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	38百万円
貸付金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	805百万円
不動産賃貸料	42百万円
計	887百万円

(注) 取引金額は税込みで表示しております。
取引条件及び取引条件の決定方針等
（＊1）資金の預りについては、市場金利を勘案して決定しております。
（＊2）当社が委託する経営指導及び業務委託内容等を勘案したうえで、会社の事業規模等により決定しております。

(2) 兄弟会社等
該当事項はありません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,131	4,246
減価償却費	419	537
減損損失	—	228
支払備金の増減額（△は減少）	286	583
責任準備金の増減額（△は減少）	1,937	1,721
貸倒引当金の増減額（△は減少）	7	△45
賞与引当金の増減額（△は減少）	△11	17
価格変動準備金の増減額（△は減少）	28	35
利息及び配当金収入	△780	△887
有価証券関係損益（△は益）	△545	△708
支払利息	—	0
為替差損益（△は益）	0	0
有形固定資産関係損益（△は益）	23	6
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△192	△87
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	571	3,880
小計	6,877	9,531
利息及び配当金の受取額	765	842
利息の支払額	—	△0
法人税等の支払額	△1,273	△1,975
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,369	8,397
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△1,000	1,150
有価証券の取得による支出	△7,524	△21,516
有価証券の売却・償還による収入	5,388	10,700
貸付金の回収による収入	—	44
資産運用活動計	△3,135	△9,622
（営業活動及び資産運用活動計）	3,233	△1,224
有形固定資産の取得による支出	△210	△2,603
有形固定資産の売却による収入	—	226
無形固定資産の取得による支出	△570	△343
その他	△453	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,370	△12,343
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支出額	△1,018	△2,037
リース債務の返済支出	△7	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,026	△2,046
IV 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	972	△5,992
V 現金及び現金同等物の期首残高	10,601	11,573
VI 現金及び現金同等物の期末残高	11,573	5,581

(2025年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

- キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2026年3月31日現在)

現金及び預貯金	8,281百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,700百万円
現金及び現金同等物	5,581百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(4) 株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	6,550	3,664	3,664	1,226	9,908	11,134	21,349	△1,248	△1,248	20,100
当期変動額										
剰余金の配当				203	△1,222	△1,018	△1,018			△1,018
当期純利益					3,680	3,680	3,680			3,680
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△668	△668	△668
当期変動額合計	—	—	—	203	2,458	2,662	2,662	△668	△668	1,994
当期末残高	6,550	3,664	3,664	1,430	12,367	13,797	24,011	△1,916	△1,916	22,094

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	6,550	3,664	3,664	1,430	12,367	13,797	24,011	△1,916	△1,916	22,094
当期変動額										
剰余金の配当				407	△2,444	△2,037	△2,037			△2,037
当期純利益					3,021	3,021	3,021			3,021
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								308	308	308
当期変動額合計	—	—	—	407	576	984	984	308	308	1,292
当期末残高	6,550	3,664	3,664	1,837	12,943	14,781	24,995	△1,608	△1,608	23,386

(2025年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度期末株式数(株)
普通株式	203,740.4	—	—	203,740.4

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	509	2,500	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月26日 定時取締役会	普通株式	509	2,500	2025年9月30日	2025年11月26日
2026年3月9日 臨時株主総会	普通株式	1,018	5,000	—	2026年3月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月24日開催の株主総会において、下記のとおり剰余金の配当を行うことについて決議をいたしました。

- (イ) 配当の総額 509百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額 2,500円
- (ニ) 基準日 2026年3月31日
- (ホ) 効力発生日 2026年6月25日

2 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	45	44	—
三月以上延滞債権	—	—	—
貸付条件緩和債権	—	—	—
小 計	45	44	—
正常債権	—	—	—
合 計	45	44	—

(注) (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。((1)に掲げるものを除く。)

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。((1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(4) 貸付条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。((1)から(3)までに掲げるものを除く。)

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

3 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

（単位：％、百万円）

区 分	2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額（B）－（C） (A)	—	29,479	—
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	30,657	—
算入制限のないTier1資本調達手段の額	—	6,550	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—	—	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	—	24,107	—
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	1,177	—
Tier2適格資本の額（E）－（F）－（G） (D)	—	117	—
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	117	—
Tier2資本調達手段の額	—	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	—	117	—
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—	—
適格資本の額（A）＋（D） ①	—	29,597	—
生命保険リスクの額 (a)	—	—	—
損害保険リスクの額 (b)	—	10,501	—
巨大災害リスクの額 (c)	—	—	—
市場リスクの額 (d)	—	4,743	—
信用リスクの額 (e)	—	872	—
オペレーショナル・リスクの額 (f)	—	1,769	—
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (g)	—	—	—
分散効果の額 (h)	—	3,268	—
所要資本の額（税効果考慮前）（a）＋（b）＋（c）＋（d）＋（e）＋（f）＋（g）－（h） (j)	—	14,618	—
所要資本の税効果の額 (k)	—	3,274	—
所要資本の額（税効果考慮後）（j）－（k） ②	—	11,344	—
ソルベンシー・マージン比率 ①／②	—	260.9%	—

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）及び第87条（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけの支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(告示別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額 (A)	—	29,597	—
所要資本の額 (B)	—	11,344	—
ソルベンシー・マージン比率 ((A) / (B))	—	260.9%	—

適格資本の額の構成に関する事項

(告示別紙様式第二号)

(単位：百万円)

適格資本の額の構成（単体ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	—	29,479
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	30,657
算入制限のないTier1資本調達手段の額	—	6,550
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	—	24,107
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	—	17,055
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	—	3,664
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	—	△1,608
その他の拠出金等の額	—	—
経済価値ベースの調整額	—	4,996
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	1,177
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	—	1,177
繰延税金資産の額	—	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	—	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額	—	—
不適格再保険資産の額	—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—	—
Tier2適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	—	117
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	117
Tier2資本調達手段の額	—	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	—	—
払込済みTier2資本調達手段の額	—	—
払込未済のTier2資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	—	117
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	—	—
Tier2バスケット（上限適用後）の額	—	117
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	—	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—
適格資本の額 ((A) + (D))	—	29,597

所要資本の額の構成に関する事項

(告示別紙様式第三号)

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
生命保険リスクの額 (A)	—	—
損害保険リスクの額 (B)	—	10,501
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	—
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	—
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	—
その他保険に係るリスクの額	—	10,501
巨大災害リスクの額 (C)	—	—
巨大自然災害リスクの額	—	—
日本における地震に係るリスクの額	—	—
日本における風水災に係るリスクの額	—	—
日本における雪災に係るリスクの額	—	—
外国における巨大自然災害リスクの額	—	—
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	—
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額 (D)	—	4,743
金利リスクの額	—	983
スプレッドリスク（上昇）の額	—	332
株式リスクの額	—	1,942
不動産リスクの額	—	2,704
為替リスクの額	—	118
資産集中リスクの額	—	635
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額 (E)	—	872
オペレーショナル・リスクの額 (F)	—	1,769
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—	—
分散効果の額 (H)	—	3,268
所要資本の額（税効果考慮前）((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)) (J)	—	14,618
所要資本の税効果の額 (K)	—	3,274
所要資本の額（税効果考慮後）((J) - (K))	—	11,344

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

（告示別紙様式第四号）

（2025年度）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 （イ+ロ+ハ）
資産の部				
総資産	63,584	3,418	△1,807	65,196
現金及び預貯金	8,281	—	—	8,281
コールローン	—	1,190	—	1,190
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	42,626	△4,534	△300	37,791
国債	6,876	1,292	—	8,169
地方債	5,486	—	△159	5,327
社債	5,201	67	△141	5,127
株式	3,312	3,710	—	7,023
外国証券	—	12,143	—	12,143
その他の証券	21,749	△21,749	—	—
貸付金	—	—	—	—
有形固定資産	3,429	6,762	209	10,401
土地	301	—	64	366
建物	2,418	6,762	144	9,325
リース資産	29	—	—	29
建設仮勘定	440	—	—	440
その他の有形固定資産	239	—	—	239
無形固定資産	1,177	—	—	1,177
ソフトウェア	1,177	—	—	1,177
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	0	—	—	0
前払年金費用	—	—	—	—
繰延税金資産	1,716	—	△1,716	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—
貸倒引当金	△9	—	—	△9
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	6,362	—	—	6,362
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額	—	—	—	—
負債の部				
総負債	40,198	1,143	△6,803	34,538
保険負債（保険契約準備金）合計	29,080	605	△7,944	21,740

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	27,016			21,463
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				276
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	2,063	△2,063	—	—
非保険負債合計	11,117	538	1,141	12,797
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	—	—	—	—
その他の準備金	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	219	—	—	219
価格変動準備金	210	△210	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	1,141	1,141
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	489	—	—	489
その他負債	10,198	749	—	10,947
純資産の部				
純資産	23,386	2,274	—	30,657
株主資本合計	24,995	2,274	—	27,269
資本金	6,550	—	—	6,550
新株式申込証拠金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
資本剰余金	3,664	—	—	3,664
利益剰余金	14,781	—	—	14,781
規制上の準備金		2,274	—	2,274
（一）自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	△1,608	—	—	△1,608
その他有価証券評価差額金	△1,608	—	—	△1,608
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				4,996

（注）1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

①当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

a) 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。ただし、市場価格のない株式等及び組合等への出資の時価評価については、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額により評価しております。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（以下、「ルックスルー」といいます）をしています。

b) 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を加減して、その結果が負となったため0としております。

②当社は、資産の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、以下についてプロポーショナルリティ原則を適用しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

・5億円以下の投資信託等について、原則的な取扱いとはルックスルーであるものの、ファンドレポート等に表示される資産割合等を用いた簡便的なルックスルーを行っております。

・投資信託等に含まれる投資目的と異なる少額の運用資産について、原則的な取扱いとはルックスルーであるものの、投資目的に準じた資産と見なしてルックスルーを行っております。

・非上場株式等について、原則的な取扱いとは時価反映であるものの、簡便的に貸借対照表計上額としております。

・REITについて、原則的な取扱いとはルックスルーであるものの、LTV等を用いた簡便的なルックスルーを行っております。

③当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションおよびエキスパート・ジャッジメントを考慮しておりません。

(2) 負債の評価方法

①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

a) 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に対して、保険期間は1年以下のため未経過責任（将来の補償）は告示記載の簡便手法（※）を適用し、また既経過責任（今までの事故発生に対する今後の支払等）は支払処理が短期で終了することから支払備金をもとに計測することで現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

※令和7年金融庁告示第74号第15条

ア. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

イ. 割引率

当社は、保険期間が1年以下であり、割引の影響が限定的であることから、プロポーショナルリティ原則に基づき割引率は適用しておりません。

ウ. MOCE

MOCEはランオフ・パターンを用いて算出した将来の推計所要資本に資本コスト率を乗じて計算しています。当社は、保険期間が1年以下のため、ランオフ・パターンの1年後の残高を0%としております。

b) 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

c) 繰延税金負債

繰延税金負債は、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額から、財務会計上の繰延税金資産の額及び経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しております。

②当社は、負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、以下についてプロポーショナルリティ原則を適用しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

・保険負債について、原則的な取扱いとは割引率を適用した現在価値であるものの、割引率は適用しておりません。

・MOCEについて、原則的な取扱いとはランオフ・パターンを用いて算出であるものの、ランオフ・パターンの1年後の残高を0%としております。

③当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションおよびエキスパート・ジャッジメントは考慮していません。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

①経済価値ベースの保険負債

a) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 21,740百万円

b) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

(ア) 損害率等および事業費に関する前提

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過保険料および将来保険料を基礎とし、コンバインド・レシオ（損害率および事業費率）および新契約費率を用いて算出しております。損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、会計上の支払備金を基礎とし、損害調査費を加算しております。コンバインド・レシオ、新契約費率および損害調査費率は、原則として直近年度の実績に基づき設定しております。

(イ) 割引率に関する前提

当社は、保険期間が1年以下であり、割引の影響が限定的であることから、プロポーショナルリティ原則に基づき割引率は適用していません。

(2) 会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項

(告示別紙様式第五号)

(2025年度)

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	—	12,143	—	12,143
国債	—	6,746	—	6,746
地方債	—	—	—	—
社債	—	4,196	—	4,196
株式	—	1,200	—	1,200
その他	—	—	—	—

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

保険負債の商品別差異調整に関する事項

(告示別紙様式第六号)

(2025年度)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	27,016	—	△7,617	—	2,065	21,463
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	27,016	—	△7,617	—	2,065	21,463
未経過責任に係る保険負債	22,900	—	△7,757	—	2,065	17,207
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	22,900	—	△7,757	—	2,065	17,207
既経過責任に係る保険負債	4,116	—	139	—	—	4,256
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	4,116	—	139	—	—	4,256
再保険回収額	—	—	—	—	—	—
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—
未経過責任に係る保険負債	—	—	—	—	—	—
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—
既経過責任に係る保険負債	—	—	—	—	—	—
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(告示別紙様式第七号)

(2025年度)

(単位：％、百万円)

感応度分析（単体ベース）								
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の 数値	円金利50 ベース・ ポイント上昇	円金利50 ベース・ ポイント下降	米ドル金利50 ベース・ ポイント上昇	米ドル金利50 ベース・ ポイント下降	円金利UFR50 ベース・ ポイント下降	株式・不動産 10%下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	260.9%	△1.7%	1.6%	△1.7%	1.7%	—	△4.5%	△0.1%
適格資本の額	29,597	△190	197	△214	226	—	△1,120	△29
総資産	65,196	△277	286	△298	314	—	△1,556	△40
保険負債の額（MOCEを除く）	21,463	—	—	—	—	—	—	—
現在推計を超えるマージン （MOCE）の額	276	—	—	—	—	—	—	—
非保険負債の額	12,797	△86	89	△83	88	—	△435	△11
純資産の額	30,657	△190	197	△214	226	—	△1,120	△29
所要資本の額	11,344	△3	3	△11	13	—	△238	△6
生命保険リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
市場リスクの額	4,743	△6	7	△24	28	—	△533	△15

4 単体ベースのソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項

（2025年度）

1. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

現在推計の額の計算において、未経過責任は告示記載の簡便手法を適用しており、保険期間は1年以下のため割引率は適用しておりません、また、既経過責任は、支払処理が短期で終了することから、支払備金をもとに計算しており、割引率は適用しておりません。

2. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

（1）リスク削減手法

所要資本の額の計算において、以下について削減手法として反映しております。

- ・投資信託等において、目論見書等にヘッジ方針とヘッジ手段が明記されているものに対して、為替予約をリスク削減手法として反映しております。
- ・株式リスクに対するインバース型投資信託をリスク削減手法として反映しております。

3. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

特にありません。

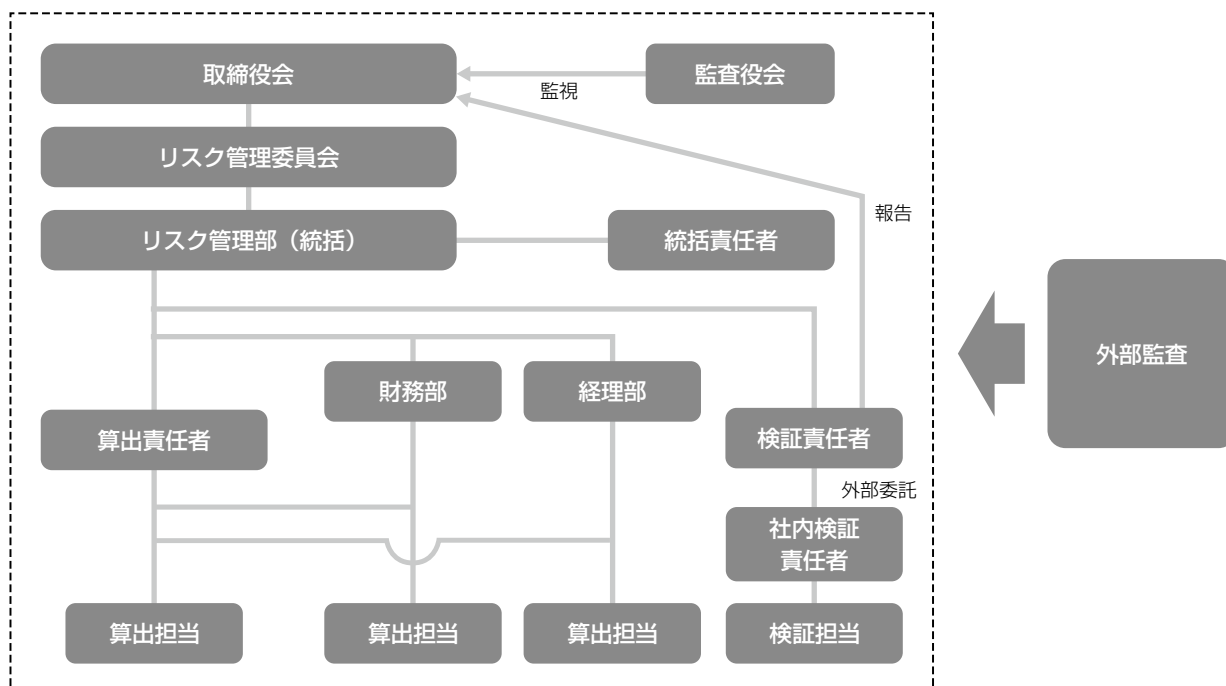
4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

（2025年度）

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。



5 時価情報

(1) 有価証券

<2024年度>

①売買目的有価証券 該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		2024年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,000	1,920	△79
	社債	2,400	2,321	△78
	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,400	4,242	△157
合計		4,400	4,242	△157

③その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	株式	1,314	955	359
	その他	3,089	2,502	586
	小計	4,404	3,458	946
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	2,488	2,600	△111
	社債	2,028	2,100	△71
	株式	243	269	△25
	その他	14,664	18,098	△3,434
	小計	19,424	23,068	△3,643
合計		23,829	26,526	△2,697

(注) 市場価格のない株式等(株式651百万円、組合出資金384百万円)は、上表に含めておりません。

④売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	4,304	117	91	5,490	808	19

5 時価情報

<2025年度>

①売買目的有価証券 該当ありません。

②満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分		2025年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,500	2,340	△159
	社債	2,600	2,458	△141
	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	5,100	4,799	△300
合計		5,100	4,799	△300

③その他有価証券 (単位：百万円)

区分		2025年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	株式	1,786	1,396	390
	その他	7,032	5,663	1,369
	小計	8,819	7,059	1,759
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	6,876	6,877	0
	地方債	2,986	3,200	△213
	社債	2,601	2,740	△138
	株式	664	686	△21
	その他	14,340	17,990	△3,649
	小計	27,470	31,493	△4,023
合計		36,289	38,553	△2,263

(注) 市場価格のない株式等(株式810百万円、組合出資金379百万円)は、上表に含めておりません。

④売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

⑤売却したその他有価証券 (単位：百万円)

区分	2024年度			2025年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	5,490	808	19	10,304	738	25

(2) 金銭の信託 該当ありません。

(3) デリバティブ取引 該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引 該当ありません。

(5) 先物外国為替取引 該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引 該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引 該当ありません。

6 会計監査及び代表者による 財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成に係る内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2026年6月24日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役 野田真吾

私は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者又は保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです。）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

■さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【指定紛争解決機関】

2009年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関であり、銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。金融機関は指定紛争解決機関との間で、(1)苦情処理・紛争解決手続きの応諾、(2)事情説明・資料提出、(3)手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

■た行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、こ

れを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率が全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部又は一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額（契約金額）の合計額が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超えている場合があります。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者又は被保険者に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

■は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の終結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

■ま行

【免責】

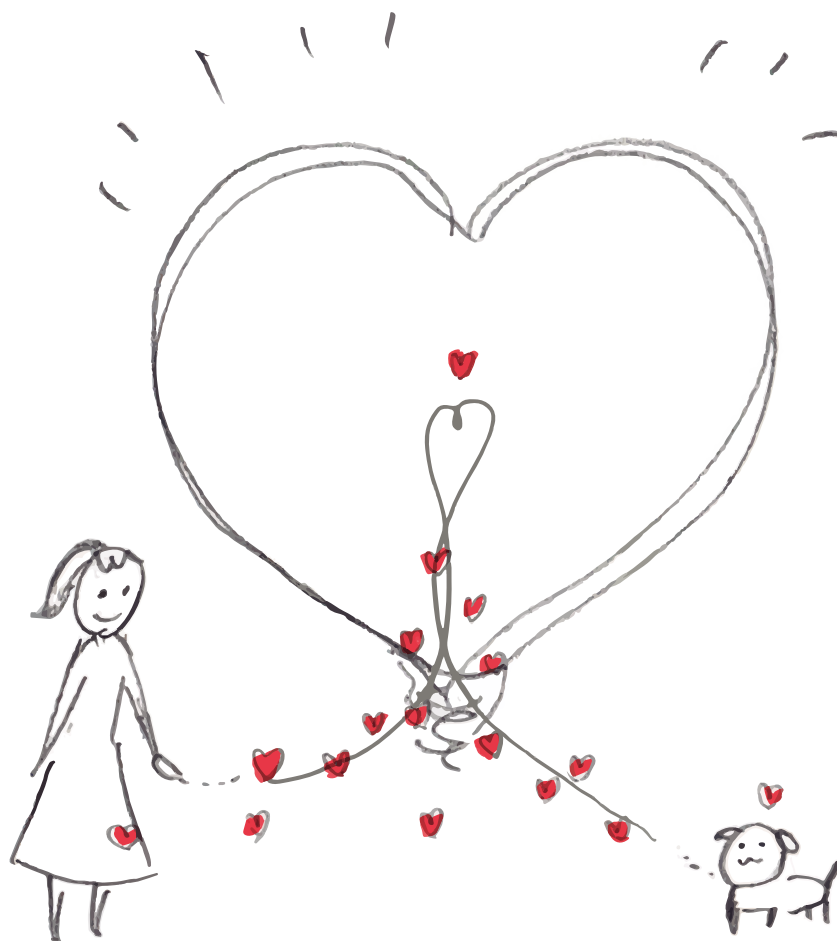
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担するために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



きみが、心の発電所。

私たちは知っています。
どうぶつが人の心を灯してくれることを。

どんなに落ち込んで帰っても
ちぎれんばかりにシッポをふって出迎えてくれる家族がいます。
私たちの弱くてもろい心を充電してくれる
世界一かわいい発電所。

そんな大きなエネルギーをくれる小さなあの子が
ずっと幸せでいられますように。

お客様からのお問い合わせ窓口（2026年7月1日現在）

■あんしんサービスセンター

0800-888-8256

■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2026
2026年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
03-5348-3777 <https://www.anicom-sompo.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社
www.anicom-sompo.co.jp



BG001-2607-19